

日程表兼研究会場等一覧

月 日 曜			実 施 内 容						
16	火	2	9:50	10:00	12:30	13:30	14:30	14:50	17:10
			開始 あいさつ	講演と意見交換 「国際機関の現場から見た人権 - 女性, 保健, 保護」 国連人口基金 東京事務所長 佐 崎 淳 子	説明 「裁判所の情報化と情報セキュリティ」 情報政策課参事官 松 本 真	報道記者との座談会 「司法に求められるもの」 A班 記 者 記 者 司研教官 村 田 渉 B班 記 者 記 者 司研教官 花 村 良 一 C班 記 者 記 者 司研教官 任 介 辰 哉 D班 記 者 記 者 司研教官 杜 下 弘 記 A班【3階 第1演習室】 B班【3階 第2演習室】 C班【3階 第3演習室】 D班【3階 第4演習室】			
			【 3階 大研究室 】						
17	水	2	10:00	12:00	13:00	14:30	14:50	16:50	
			講演と意見交換 (班別) 「裁判について考える」 民事系 東京高等裁判所部総括判事 高 世 三 郎 刑事系 東京高等裁判所部総括判事 大 島 隆 明 民事系【3階 第1研究室】 刑事系【4階 第9演習室】	※2	説明と意見交換 「人事制度の仕組み等」 人事局長 堀 田 真 哉 人事局任用課長 板 津 正 道 【 3階 大研究室 】				
			【 3階 大研究室 】						
18	木	2	10:00	12:30	13:30	15:30	15:45	17:00	
			講演と意見交換 「人材育成型リーダーシップ」 [] []	共同研究 「組織運営における中堅裁判官の在り方」 (説明と意見交換) 総務局第一課長 清 藤 健 一 人事局給与課長 春 名 茂	(班別討議) 甲班 司研教官 村 田 渉 乙班 司研教官 花 村 良 一 丙班 司研教官 任 介 辰 哉 甲班【4階 第8演習室】 乙班【4階 第9演習室】 丙班【4階 第10演習室】				
			【 3階 大研究室 】						
19	金	2	10:00	12:00	13:00	16:30			
			講演と意見交換 「社会とバリアフリー」 [] []	共同研究 (班別) 「よりよい裁判をめざして ～これまでの10年, これからの10年～」 1班 司研教官 花 村 良 一 2班 司研教官 任 介 辰 哉 3班 司研教官 杜 下 弘 記 1班【4階 第8演習室】 2班【4階 第9演習室】 3班【4階 第10演習室】					
			【 3階 大研究室 】						

※1 懇談会を予定

※2 午後の意見交換には, 民事局, 刑事局, 家庭局の各課長も情報提供者として参加する予定

平成27年度判事任官者実務研究会

参 加 者 名 簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	最高裁総務局	川 瀬 孝 史	
	最高裁民事局	小 津 亮 太	
	最高裁行政局	森 田 亮 亮	
	最高裁家庭局	大 野 健 太 郎	
		西 岡 慶 記	
	司研	志 村 由 貴	
		安 見 章	
	東京地裁	太 田 多 恵	
		岡 本 利 彦	
		川 勝 庸 史	
		櫻 井 進	
		鈴 木 雅 久	
		高 田 美 紗 子	
		高 橋 祐 喜	
		藤 原 和 子	
		堀 田 秀 一	
		村 井 壯 太 郎	
		矢 野 紀 夫	
		吉 野 俊 太 郎	
		吉 村 弘 樹	
	東京地裁立川支	井 原 史 子	
	東京家裁	田 端 理 恵 子	
	横浜地裁相模原支	中 井 彩 子	
	横浜地裁小田原支	牛 島 武 人	
	さいたま地裁	遠 藤 貴 子	
	さいたま家裁	田 中 優 奈	
	千葉地裁	小 西 安 世	
		佐 藤 傑	
		高 橋 明 宏	
	千葉地裁佐倉支	田 村 勇 介	
	千葉家裁佐倉支	木 地 寿 恵	
	千葉家裁八日市場支	木 首 晴 久	
	水戸地裁	小 林 麻 子	
		吉 田 豊	
	宇都宮家裁栃木支	内 藤 和 道	

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	宇都宮家裁足利支	中 村 海 山	
	前橋地裁	川 崎 学	
		齊 藤 学	
	前橋地裁太田支	森 田 淳	
	前橋家裁太田支	中 村 美 佐 子	
	静岡地裁下田支	中 西 永	
	静岡家裁	松 浪 聖 一	
	甲府地裁	烏 田 真 人	
	新潟地裁	明 日 利 佳	
	大阪地裁	大 川 潤 子	
大阪		大 伴 慎 吾	
		大 坂 本 隆 輔	
		設 本 大 博 士	
		新 城 木 博 昭	
		高 田 中 昭 利	
		長 谷 川 野 利 貴	
		平 毛 友 浩	
		行 松 本 英 浩	
		姥 齊 藤 一 文	
		佐 佐 野 文 幸	
名古屋	大阪地裁堺支	松 姥 齊 藤 野	
	大阪家裁	森 田 雅 里	
	京都地裁	佐 玉 豐 高	
	京都地裁園部支	森 玉 豐 高	
	神戸地裁	森 玉 豐 高	
	神戸家裁	森 玉 豐 高	
	大津地裁長浜支	森 玉 豐 高	
	津地裁	森 玉 豐 高	
	岐阜地裁	森 玉 豐 高	
	福井地裁	森 玉 豐 高	
広島	岡山地裁	中 一 藤 所	
	福岡地裁	中 一 藤 所	
	福岡家裁	中 一 藤 所	
福岡		山 井 出	
		山 井 出	
		山 井 出	

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
福岡	福岡家裁	水 野 麻 子	
	佐賀家裁武雄支	村 松 悠 史	
	長崎地裁五島支	網 田 圭 亮	
	大分地裁杵築支	川 口 洋 平	
	大分家裁	山 田 亜 湖	
	熊本地裁	川 嶋 彩 子	
	鹿児島地裁加治木支	小 畑 和 彦	
	那覇地裁	渡 邊 隆 浩	
	那覇地裁沖縄支	福 嶋 一 訓	
	那覇地裁石垣支	岡 本 陽 平	
仙台	山形家裁	吉 岡 あ ゆ み	
	山形家裁鶴岡支	岩 田 淳 之	
	秋田地裁	藤 田 壮	
	青森地裁	佐 藤 由 紀	
	青森家裁弘前支	松 下 絵 美	
札幌	札幌地裁	郡 司 英 明	
	札幌地裁	齊 藤 恒 久	
	札幌家裁	奥 田 大 助	
	札幌家裁小樽支	奥 大 俊 彦	
	旭川地裁	山 崎 隆 介	
	釧路家裁	加 藤 雅 寛	
	徳島地裁	荒 井 智 也	
高松	高知地裁	中 嶋 謙 英	
	高知地裁中村支	杉 浦 一 輝	
	松山家裁西条支	伊 藤 拓 也	
		赤 谷 圭 介	

合計 96 人



国際機関の現場から見た人権 -女性・保健・保護-

2016年2月16日

国連人口基金 東京事務所長 佐崎淳子

1

本日の講義の流れ



1. 国連機関と人権
2. ミレニアム開発目標(MDGs)とその評価
3. ミレニアム開発目標(MDGs)からポスト2015持続可能な開発 (SDGs)へ
4. SDG 3.1& 3.7 妊産婦死亡およびリプロダクティブ・ヘルス
5. SDG 5 ジェンダーの平等・女性のエンパワーメント
6. 国連人口基金の概要
7. 国連人口基金の活動領域
8. 日本における状況
9. 私達にできること

2



United Nations and Human rights

1. 国連機関と人権

United Nations and Human rights

国際社会の中の人権の役割

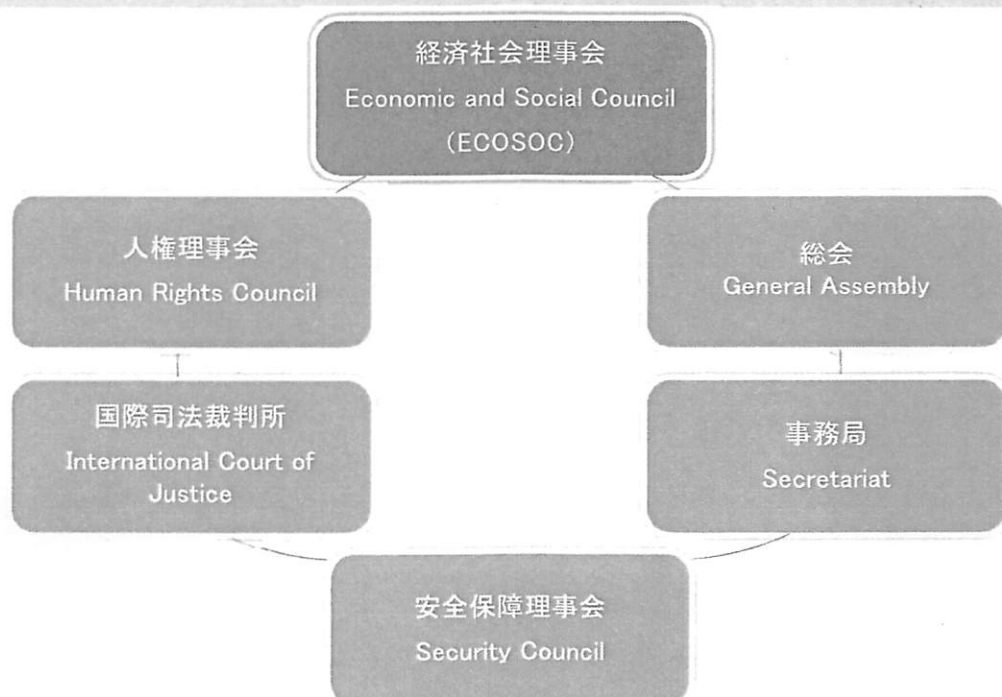


1945年 国際連合(国連)創設

<国際連合の目的>

- ① 国際平和と安全
- ② 開発途上国の開発
- ③ 人権をめぐる問題

- **国連憲章** 前文「基本的人権と人間の尊厳及び価値についての信念を確認する」
- **第1条(目的)** 人種、性、言語又は宗教による差別なく、全ての人のために人権及び基本的自由を尊重するように助長、奨励することについて、国際協力を達成すべきである
- **国際権利章典**の盛り込みは検討されたが、検討時間不足により人権委員会が権利章典作成に取り組むことになる





① 総会

- 勧告ができる
- すべての国家代表(192カ国)により構成
- 年1回の会合

② 経済社会理事会(憲章7条1項)

- 勧告ができる
- 54カ国の理事国により構成

③ 人権理事会(以前の人権委員会)

- 勧告ができる
- 人権委員会の時代は年1回の会合だったが、少なくとも年3回の会合が規定

④ 人権高等弁務官事務所(OHCHR)

⑤ 国連の全ての活動は人権に基づいている

特に開発は人権に基づき、その基本的な理念である



① 調査、研究、審議

② 基準設定活動(条約、宣言)

③ モニタリング

④ 人権分野での技術協力

⑤ 基金

⑥ 国際会議開催

※ヨーロッパ、米州、アフリカには各人権機構が存在
→欧州人権裁判所が有名。欧州人権条約、米州人権条約、アフリカ憲章など

※アジアにはASEAN政府間人権委員会

ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights
(AICHR)

■ 2008年開始

- 70%の女性が一生のうちに、夫やパートナーといった男性による身体的・性的暴力を何らかの形で受けている

- 2009年「男性指導者ネットワーク」の発足。男性の積極的な参加促進することを目指す、政治家や活動家、宗教界やコミュニティのリーダーなどの世界的ネットワーク

■ 潘基文(パン・ギムン)国連事務総長

「女性や女兒が暴力を受けているのを目撃したら、見過ごすのではなく、行動して下さい。私たちすべての男性が、黙認することを拒否しない限り、暴力はなくなるのです。[...] このネットワークに参加する男性指導者が、女性に対する暴力をなくすための行動をさらに広げてほしい」(2009)

- ・ 1946年に国連経済社会理事会(ECOSOC)の機能委員会のひとつとして設置

- ・ 毎年ニューヨークで開催され、ジェンダー平等、女性の地位向上に関する様々な課題が話し合われる(3月)

<CSWの主要テーマ>

- ・ 第57回(2013年):「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び予防」
- ・ 第58回(2014年):「女性と女兒のためのミレニアム開発目標の実現における課題と成果」

UNSCR1325(2000年採択)とは:

- ・ 武力紛争の当事国すべてに対し、ジェンダーに基づく暴力、なかでも特にレイプやその他の形態の性的虐待から女性と少女を守るために特別の措置をとるよう要請したもの
- ・ その後:紛争における性暴力に焦点を絞った決議1820(2008)と1888(2009)のほか、決議1325の実施加速に向け、具体的な行動を求める決議1889(2009)も採択

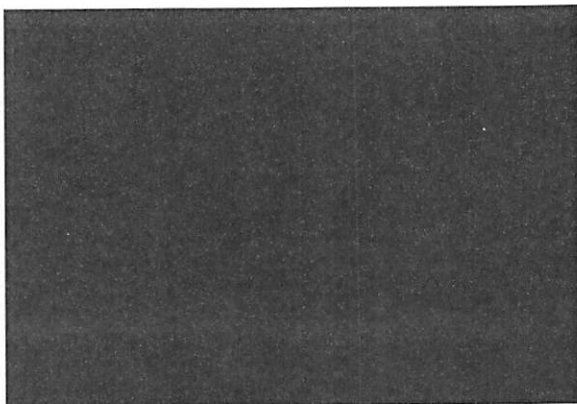
紛争下の性暴力に関する国連事務総長特別代表、
マーゴット・ウォールストロムによる
5つのアジェンダ:

1. 罪を問わないことに終止符を打つ
2. 戦争被害を受けた女性と少女を保護し
能力を強化する
3. 政治的約束と政治の指導者を強化する
4. 戦争やテロの戦術としてのレイプを
再考する
5. 国際社会の対応を一体化し、強化する

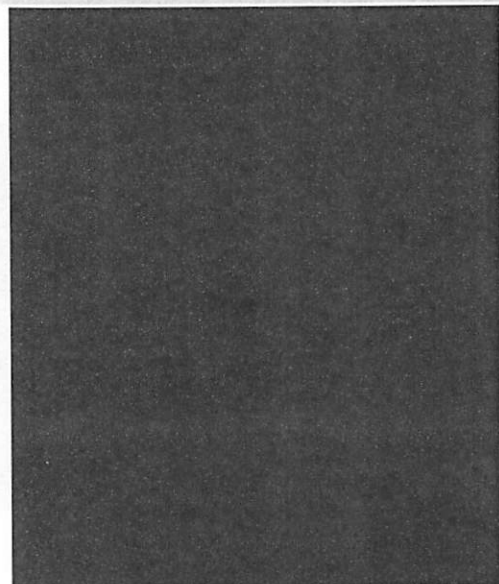


紛争下の性暴力に関する国連事務総長
特別代表:マーゴット・ウォールストロム氏

- 人道問題とは、自然災害や国際・国内紛争を含め、理由を問わず大規模かつ直接的に生命・身体に危害が及ぶこと。特に社会的弱者に影響が大きい
- 正当かつ普遍的な原則に基づく介入
- 人道は国境を越えた問題であり、人権に基づく
- 女性、特に夫のいない女性、若い女性は被害にあいやすく、SRH/RRへのサービスを利用しにくい
 - ダルフール紛争(2003～)
 - アフガン難民(1978～)
 - 地震・津波(国連人口基金の活動):
インドネシア沖津波(2004)、パキスタン大地震(2005)、東日本大地震(2011)



インドネシア、衛生キットを受け取る母と子(2004)



パキスタン、衛生キットを受け取る母と子(2005)

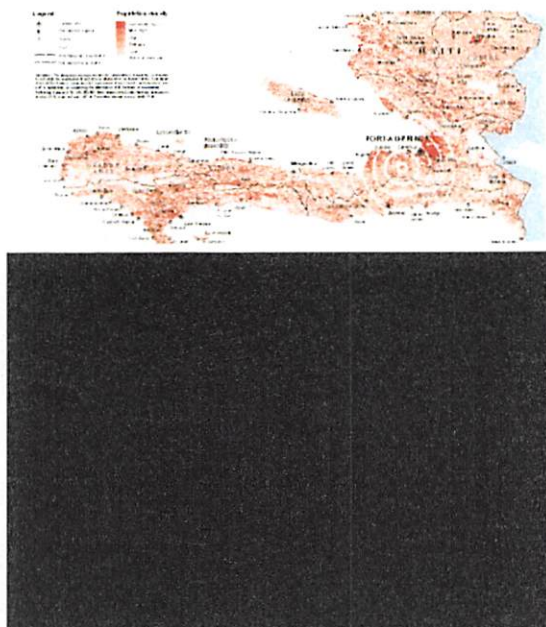


写真: UNFPA Haiti

<中身>

抗菌石鹸・植物性石鹸・制汗剤・生理用ナプキン・下着・漂白剤・歯磨きセット、くし、トイレットペーパー・シャンプー・プラスチック製カップ・洗面器・ビニールシート・プラスチック製皿・スプーン・バケツ



女性支援パッケージ

UNFPAのパートナーNGOである 財団法人ジョイセフを通じ、被災地の女性たちのストレスを軽減し、健康や安全を確保できる物資・情報をまとめた「女性支援パッケージ」を配布。

- ・ 実施期間: 2011年5月～
- ・ 配布数: 5000キット
- ・ 配布場所: 主に岩手県
- ・ 内容:
 - 下着、Tシャツ、靴下、
 - スキンケア、アロマカード、
 - トートバッグ、情報パッケージ等

国連人口基金による自然災害時の緊急人道 ソマリアの母親たちのための安息所



行き先のない妊娠婦のための施設を建設(2014)

Women obtain health services at a maternity waiting home in a Mogadishu displacement camp. © UNFPA Somalia/Ruth Solomon - See more at: <http://www.unfpa.org/news/safe-haven-pregnant-women-somalia#sthash.dbE5jcCe.dpuf>

国連: 開発における人権



- 人間開発は人権保障を実現し、人権は包括的な人間開発に不可欠
- 貧困は開発の目標であるばかりでなく、人権推進にとって中心的な課題
- 社会開発が目指す目標(人間らしい生活水準、適切な栄養、保健医療、教育、仕事、災害からの保護)は、単に開発の目標というだけではなく、人権そのもの
- 貧困を撲滅し、人権を保障するためには、経済成長も必要
- 開発における女性の参加、女性の権利の尊重

“voice unheard”

女性・貧困層・社会的弱者(身体障害者、セクシャルマイノリティなど)



- ① 人口の半分は女性
- ② 貧困の悪循環と格差の拡大
- ③ 社会的弱者(身体障害者、セクシャルマイノリティなど)のエンパワーメント

2. ミレニアム開発目標(MDGs)および その評価

ミレニアム開発目標(MDGs)の特色: 人権(Rights-based)



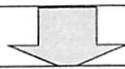
1970年代: 社会・経済開発に基礎を置くアプローチ



1990年代: 人間開発への人権に基礎を置くアプローチ



2000年代: ミレニアム開発目標(MDGs)



2015年: ポスト2015年開発アジェンダ

- 1990年代の数々の国際開発会議における目標の集約
- 成果(Results-based) 目標の設定
目標の成果を評価できる具体的な数値目標(ターゲット)と、目標達成期限(MDGsは2015年)を挙げた
- アドボカシー

ミレニアム開発目標(MDGs)の概要



ミレニアム開発目標: Millennium Development Goals(MDGs)

- 国連が、189カ国の政府の合意のもとに策定した、2015年までに達成する目標。国際的な公約(≒マニフェスト)
- 2000年、189カ国が採択した「ミレニアム開発宣言」に基づき、その他の国際開発目標と統合され、まとめられた
- 貧困撲滅と人々のウェル・ビーイング(良好な状態)の向上を目指す
- 2015年までに達成すべき
 - 8つの目標
 - 21のターゲット
 - 60の指標



MDGs達成への進展に対する最終評価

2015年7月6日発刊

UNFPA

MDG アジェンダは、これまでの歴史で最も成功した貧困撲滅のための取り組みであった。

2000年から数々の開発地域で多くの成功を導いてきた。

MDGアジェンダの成功は世界規模での取り組みが機能していることを証明。2015年以降に採択される開発目標の基盤となっている。

The Millennium Development Goals Report
2015



Photo © UNICEF/Syed Atfal Ahmad

出典：国連広報センター

MDGs: 各目標の評価

UNFPA



1

MDG1：極度の貧困と飢餓の撲滅

→貧困率が半分以下に減少



2

MDG2：普遍的初等教育の達成

→2000年から小学校の児童の就学率が著しく向上



3

MDG3：ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上

→開発途上地域では初等、中等、および高等教育で男女格差を解消した



4

MDG4：乳幼児死亡率の削減

→予防可能な疾病による幼児死亡数の著しい低下は、人類史上で最も偉大な成果

MDGs 各目標の評価(続き)



MDG5：妊産婦の健康の改善
→妊産婦の健康状態に一定の改善が見られた



MDG6：HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延防止
→HIV感染者が世界の多くの地域で減少



MDG7：環境の持続可能性の確保
→安全な飲み水とオゾン層保護に関する目標を達成



MDG8：開発のためのグローバル・パートナーシップの推進
→ODA, 携帯電話加入者数、インターネットの普及における世界的な進歩

MDG目標3 ジェンダーの平等の推進と 女性の地位向上



- 教育におけるジェンダーの平等
15年前と比較し、現在、学校に通う女子は大きく増加している。
南アジアでは、1990年、小学校に通う女子は男子100人に対しわずか74人であったが、今日では男子100人に対し103人の女子が小学校に通っている。
- 女性の雇用
非農業部門で女性の有給雇用の比率は、1990年の35%から2015年には41%に増加した。
- 議会における女性
過去20年間に於いて、174カ国のほぼ90%の国で女性が政治に参加する基盤を得た。同期間に議会における女性議員の割合は平均でほぼ2倍になったが、それでも女性議員の数は議員5人あたりわずか1人。

MDG目標3 ジェンダーの平等の推進と 女性の地位向上



目標とターゲット	アフリカ		アジア			
	北	サハラ以南	東	東南	南	西
初等教育への女子の 平等な機会	同等に近い	同等に近い	同等	同等	同等	同等に近い
有給雇用における女性の割合	低い割合	中程度の割合	高い割合	中程度の割合	高い割合	低い割合
国会における平等な 女性議員数	中程度の 女性議員数	中程度の 女性議員数	中程度の 女性議員数	少ない 女性議員数	少ない 女性議員数	少ない 女性議員数

目標とターゲット	オセアニア	ラテンアメリカ・ カリブ海	ヨーロッパ・ 中央アジア
	同等に近い	同等	同等
初等教育への女子の 平等な機会	同等に近い	同等	同等
有給雇用における女性の割合	中程度の割合	高い割合	高い割合
国会における平等な 女性議員数	基準に達しない 女性議員数	中程度の 女性議員数	少ない 女性議員数

出典：国連広報センター
「国連ミレニアム開発目標報告2015」

注：各ターゲットは2015年までに達成されています。各欄において、又は現在の開発レベルを示す。色は以下の凡例に同じターゲットに対する進捗の程度を示しています。

- ターゲットを達成又は高い進捗
- 良好な進捗
- 十分な進捗又は悪化
- データ不足又はデータ不十分

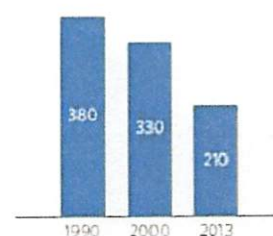
MDG 目標5 妊産婦の健康の改善



➤ 妊産婦死亡率(世界全体)

1990年以降、世界の妊産婦死亡率は45%減少したが、その減少の多くは2000年以降に起きている。

世界の妊産婦死亡率(出産10万対)



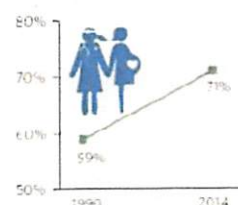
➤ 妊産婦死亡率(南アジア、サハラ以南アフリカ)

南アジアにおける妊産婦死亡率は1990年から2013年の間に64%減少し、サハラ以南アフリカではほぼ半減した。

➤ 出産立ち会い

2015年には世界の4分の3近い出産が熟練医療従事者の立ち会いの下で行われ、1990年の59%から上昇をみせた。

医療従事者の立会いの下に行われた出産



出典：国連広報センター

MDG 目標5 妊産婦の健康の改善



地域別達成状況

目標とターゲット	アフリカ		アジア			
	北	サハラ以南	東	東南	南	西
妊産婦死亡率の 1/4の引き下げ	低い死亡率	高い死亡率	低い死亡率	中程度の死亡率	中程度の死亡率	低い死亡率
リプロダクティブ・ヘルス へのアクセス	中程度のアクセス	少ないアクセス	多いアクセス	中程度のアクセス	中程度のアクセス	中程度のアクセス

目標とターゲット	オセアニア	ラテンアメリカ・ カリブ海	ヨーロッパ・ 中央アジア
	中程度の死亡率	低い死亡率	低い死亡率
リプロダクティブ・ヘルス へのアクセス	少ないアクセス	多いアクセス	中程度のアクセス

出典：国連広報センター
「国連ミレニアム開発目標報告2015」

注：各ターゲットは2015年までに達成されています。各欄において、矢印は現在の進捗を示しています。色は以下の凡例に従ってターゲットに相対的な進捗の程度を示しています。

- ターゲットを達成又は高い進捗
- 十分な進捗又は悪化
- 良好な進捗
- データ不足又はデータ不足

3. ミレニアム開発目標(MDGs)から ポスト2015持続可能な開発目標(SDGs)へ



持続可能な開発目標



UNITED NATIONS
SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
SUMMIT 2015
25-27 SEPTEMBER

国連持続可能な開発サミット
(9月25～27日)



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT

GOALS

持続可能な開発目標

ミレニアム開発目標を継ぐ2030年までの開発目標

2015年8月に193の国連加盟国が合意

2015年9月「国連持続可能な開発サミット」で正式に採択

以下を含む

- 宣言
- 17の持続可能な開発目標と169項目のターゲット
- 実施手段と新たなグローバル・パートナーシップ
- レビューとフォローアップ

持続可能な開発のための2030年アジェンダ



「私たちの世界にとって歴史的な転換点が訪れたことを告げる普遍的、画期的かつ統合的なアジェンダ。

これは『人民のアジェンダ』であり、あらゆる場所のあらゆる次元で貧困に終止符を打ち、誰も置き去りにしないための行動計画となる。」

2015年8月2日

国連事務総長

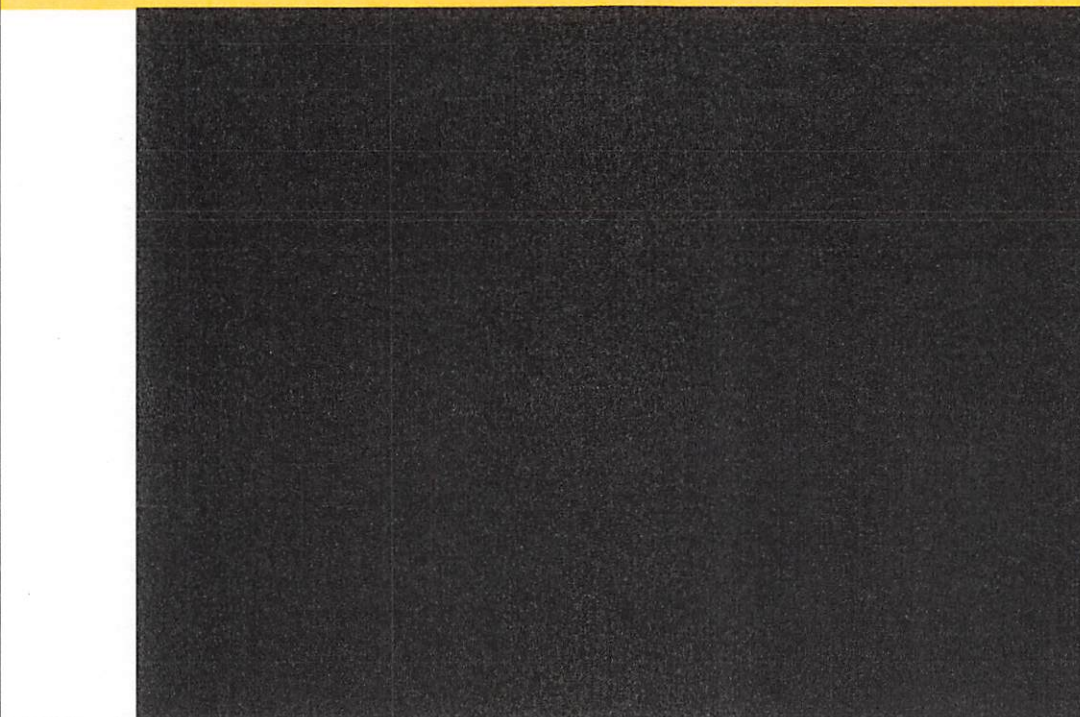
潘基文（パン・ギムン）





Video: What are Sustainable Development Goals?

Link:



ポスト2015 年持続可能な開発目標 17の目標 と169のターゲット

Source: UN, 2015: Post-2015 Sustainable Development Agenda

1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止を打つ	10	国内および国家間の不平等を是正する
2	飢餓に終止符を内、食料の安定確保と栄養状況の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	11	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
3	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
4	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
5	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	14	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
6	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	15	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
7	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
8	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9	レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る。		

MDG

リオ+20

両方

3 GOOD HEALTH
AND WELL-BEING



持続可能な開発のための
2030年アジェンダ



目標3：あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

3.1 2030年までに世界全体の妊産婦死亡率を70以下(出生10万対)に減少

3.7 2030年までに家族計画、情報と教育を含むセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスの普遍的アクセスを確保し、国家戦略やプログラムにリプロダクティブ・ヘルスを統合する。

3.8 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成する。財政的リスク保護、質の高い基礎的ヘルスケア・サービスへのアクセス、安全・効果的・質の高い・安価な基礎的な薬とワクチンを全員へ。

3.c 途上国における保健分野の資金の大幅な増加および保健分野の人員リクルート、育成、訓練、確保

出典：Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development

5 GENDER
EQUALITY



持続可能な開発のための
2030年アジェンダ



目標5：ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

5.1 すべての女性と少女に対するあらゆる形の差別に終止符を打つ

5.2 すべての女性と少女に対するあらゆる形の暴力を排除する。人身売買・性的搾取を含む

5.3 児童婚・強制結婚や女性性的切除などの有害的な慣行に終止符を打つ

5.5 政界、経済界、公職のすべての意思決定のレベルにおいて、女性の完全かつ効果的な参加とリーダーシップへの平等な機会を確保する。

5.6 国際人口開発会議(ICPD)の行動計画(PoA)および北京行動綱領にて合意されたとおり、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの普遍的アクセスを確保する。

出典：Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development



目標3と目標5以外にも、国連人口基金の理念が文書全体に組み込まれている。

- 目標4： ジェンダー平等および人権に関連する教育や技能
- 目標8： 若者の雇用(人口ボーナスの恩恵を受けるために重要)
- 目標10： 不平等および差別
- 目標11： 包摂的な都市化
- 目標16： 公平、平和的かつ包括的な社会の促進。参加と安全の確保
(暴力から)を含む
- 目標17： データシステムの強化



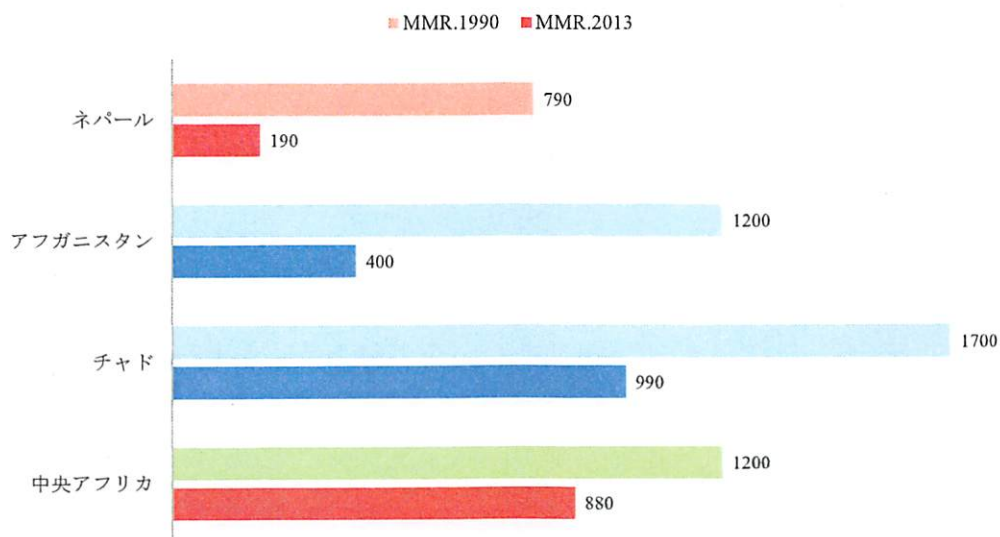
4. SDG 目標3.1& 3.7 妊産婦死亡および セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス

妊産婦死亡率



妊産婦死亡は避けられる

世界妊産婦死亡率（MMR）の推移

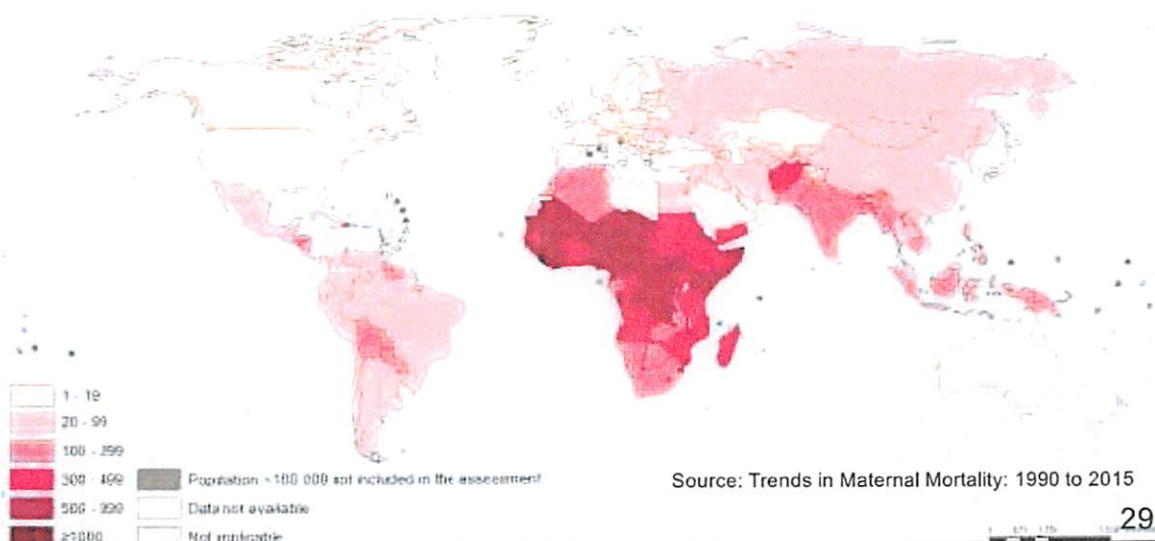


39

世界の妊産婦死亡率:2015年



- 世界全体30万3,000人
- 開発途上地域:30万62000人(99%)
- サハラ以南アフリカ諸国と南アジア地域=世界の88%



29

妊産婦死亡の原因

■ 妊娠合併症、出産に伴う死亡

- 産後の出血、不衛生な環境での出産、妊娠中毒症の合併症など

■ その他の原因による死亡

- 早婚、若年妊娠、多産による母体への大きな負担
- 産前健診の未受診、医療従事者の立会い無しでの出産、自宅出産などにより、妊産婦の不調や合併症の発見・対応の遅れ
- 医療従事者の不足、輸送システムなど社会基盤の不備

■ 貧困による死亡

- 貧困→情報不足/教育不足→医療へのアクセスがない→妊産婦死亡が減らない

毎日800人以上・・・

毎日800人以上・・・

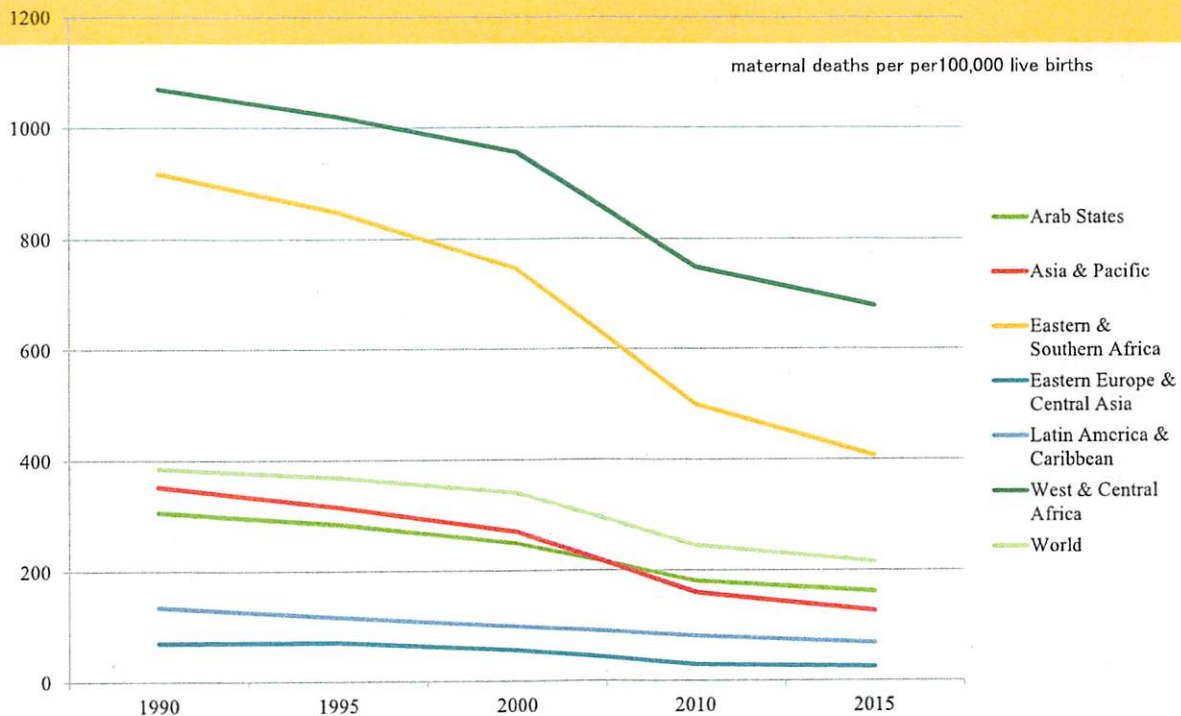
世界のどこかで
妊産婦が
亡くなっています

2015年：303,000人

1990年：532,000人

(44%減少)

世界の妊産婦死亡率(1990~2015)



世界の妊産婦死亡率(1990~2015)



妊産婦死亡率が大きく改善している国

国名	妊産婦死亡率 (MMR)						MMR 変化率
	1990	1995	2000	2005	2010	2015	
モルジブ	677	340	163	101	87	68	- 90%
ブータン	945	636	423	308	204	149	- 84%
カンボジア	1020	730	484	315	202	161	- 84%
トルコ	97	86	79	57	23	16	- 84%
東チモール	1080	897	694	506	317	215	- 70%
イラン	123	80	51	34	27	25	- 70%

出典: Trends in Maternal Mortality:1990 to 2015 WHO, UNICEF, UNFPA and The World Bank estimates"

世界の妊産婦死亡率(1990～2015)



妊産婦死亡率が減少していない国

Countries which have not made progress

国名	妊産婦死亡率 (MMR)						MMR 変化率
	1990	1995	2000	2005	2010	2015	
トンガ	75	100	97	114	130	124	+ 65%
ガイアナ	171	205	210	232	241	229	+ 34%
南アフリカ	108	62	85	112	154	138	+ 28%
スリナム	127	177	259	223	169	155	+ 22%
ジャマイカ	79	81	89	92	93	89	+ 13%

出典: Trends in Maternal Mortality:1990 to 2015 WHO, UNICEF, UNFPA and The World Bank estimates"

45

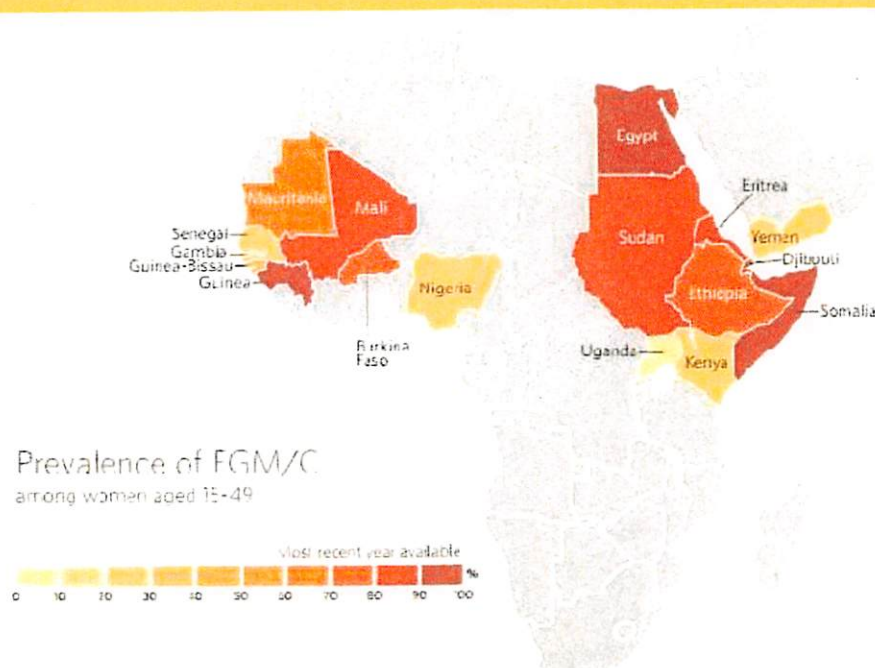
女性性器切除

FGM/C (Female Genital Mutilation/Cutting)



- 医学的ではない文化的理由による女性性器の部分的または全体的な切除、あるいは性器をそのほかの形で傷つけること
- 主に乳児から15歳の少女が対象となるが、成人女性も対象になることも
- イスラム圏に多く実施されているが、イスラムの教義の中に記載はなく、土着宗教、キリスト教徒においても実施されている
- 1億2500万人の女児がアフリカおよび中東の29カ国でFGM/Cを受けている。(WHO)

FGM/Cの普及率 アフリカの例



出典:Voices of Change, 2014 Annual Report of the UNICEF-UNFPA Joint Programme of FGM/C

FGM/Cの合併症



初期

- 重度の痛み
- ショック
- 出血
- 破傷風、敗血症
- 排尿が困難に
- 性器部の潰瘍
- 隣接組織の損傷
- 尿感染・傷の感染
- 発熱
- 死に至る出血・感染

長期

- 貧血
- 外陰部ののう胞・膿瘍
- ケロイド形成
- 尿道の損傷、失禁
- 尿道感染症の再発
- 失禁
- 性交痛・性的不能
- 陰門封鎖による重度の傷痕
- 月経不順
- 膀胱・尿道感染の再発
- フィスチュラ(産科ろう孔)
- 難産、不妊症
- 不妊症
- 出産時の大量出血

なぜ？

FGM/Cを行う理由

(質問4-1、5)



よくあげられる理由：

- 長年受け継がれた慣習だから
- 家族の名誉
- 潔癖
- 呪文からの防御
- 純潔を守る
- 夫への貞節

その他の理由：

- 社会的：
通過儀礼、社会の団結
- 衛生・美的：
女性器は汚くて醜い
- 性的：
女性の性欲を減らす
- 健康：
多産と安全な出産のため
- 宗教的：
宗教的に必要

引用：FGM廃絶を支援する女たちの会

FGM に対するアプローチ



多様な文化への配慮が必要

- 文化的背景への理解
- コミュニティとの対話・連携
- 人権保障と対立する慣習に対し、
代替案を提示

元スーパーモデルのWaris Dirie(ソマリア出身)も
犠牲者であり、犠牲者のための支援機関を設
立、本も出版

■途上諸国の出産可能年齢にある女性8億6700万人のすべてが近代的避妊薬(具)を必要としている:

■このうち、2億2200万人にはまだその手段が届いていません(アンメットニーズ:満たされていないニーズ)

■途上世界では8000万件の意図しない妊娠が起き、そのうち4000万件は中絶されることになる(2012 年)

⇒家族計画は「人権」であり、家族計画を希望している人のすべてが使えるようにしなければならない

➤すべての人には性と生殖に関する健康(SRH)を享受する権利がある。

➤ SRHは世界の女性がいまなお健康を害したり亡くなったりする主な原因。

➤ 貧しい女性は特にSRHの問題に苦しんでいる。

➤ 望まない妊娠をなくし、すべての出産が安全に行われ、すべての若者がHIV/エイズの脅威にさらされることなく生活し、すべての女性と少女が尊重され、尊厳ある人生を送ることができるようになることが必要。



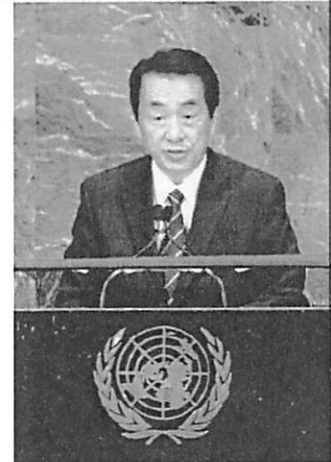
- 投資(予算・人・物・戦略)
- 産前ケアから産後ケア、新生児医療までを含む保健パッケージの導入
- 統合的ケアの提供
- 保健システム強化
- 医療従事者の能力強化



- 2012年7月 英国国際開発省、ビル&メリンダ・ゲイツ財団の共催とUNFPA他の協力で、家族計画サミットをロンドンで開催→合計46億ドルの拠出の約束を獲得
 - 目標: 2020 年までに途上国の女性と思春期の少女1億2000 万人が、自発的な家族計画を実行できるようにすることを狙っている
- ⇒それでもいまだにアンメットニーズ(満たされていないニーズ)の全部を満たすためには、さらに多くの財源と政治的な公約が必要

保健分野

- ・ 2011年からの5年間で、50億ドルの拠出を表明
- ・ その多くは水関連分野。母子保健分野には5億ドル。世界エイズ・結核・マラリア対策基金には8億ドルの支援。
- ・ EMBRACE (Ensure Mothers and Baby Regular Access to Care) = 産前から産後までの一連の保健サービスパッケージの導入



菅首相（写真：内閣官房）

教育分野

- ・ 基礎教育支援「スクールフォーオール」、ポスト初等教育支援として5年間で35億ドルの拠出

・ 2001年「人間の安全保障委員会」の創設

人間の安全保障は「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義され、人々の生存・生活・尊厳を確保するため、人々の「保護（プロテクション）」と「能力強化（エンパワーメント）」のための戦略の必要性

・ 日本政府の取組み

- 「人間の安全保障」の概念を取り入れたODAの実施
- 「人間の安全保障」を「ひとりひとりの人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威に下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である」と定め、「開発支援全体にわたってふまえるべき視点」として位置付け。

<過去>

- ✓長年、家族計画への援助重視
- ✓2000年から5.7億ドル拠出
- ✓ミレニアム開発目標(MDG4(乳幼児死亡率の削減)及びMDG5(妊産婦の健康の改善))の重要性を認識・努力
- ✓2012年 UNFPAとIPPF(国際家族計画連盟)に対して3600万ドル拠出
- ✓ポストミレニアム開発目標(MDGs)に、英国などの国々と協力して、議論をリードしている
- ✓2010年～2015年 50億ドル拠出
- ✓2013年の「国際保健戦略」の中で、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に向けた支援を柱とする

■家族計画の重要性を認識

→ポストミレニアム開発目標(MDGs)の主要な指針に位置づけ

■岸田外務大臣「ポストMDGsに向けて」スピーチ:

“ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進をポストMDGsに位置づけるべき”

■TICAD Vの成果文書:

「横浜宣言2013」「横浜行動計画2013-2017」

母子健康、リプロダクティブヘルス、女性の主流化、女性と若者の雇用促進、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の強化、アフリカ妊産婦死亡削減加速化キャンペーン(CARMMA)、HIV/エイズ・結核、マラリアに関連した死亡者の削減など

■TICAD VI:

2016年8月にケニアで実施予定

5. SDG目標 5 ジェンダーの平等・女性のエンパワーメント

59

児童婚① グラムちゃん(11歳)の場合

ファイズさん
40歳

グラムちゃん
11歳



出典: Marrying too Young, End Child Marriage, UNFPA, 2012

児童婚②

テハニちゃん(8歳)とガダちゃん(8歳)の場合



マジエドさん(夫)
27歳

ガダちゃんの夫

テハニちゃん8歳
6歳のときに結婚

ガダちゃん
8歳

クラスメートだったテハニちゃんとガダちゃんは、
それぞれ歳の離れた男性と結婚し、学校を退学

児童婚



児童婚

- ◆一方、あるいは両者が18歳以下;
- ◆合法的もしくは慣例による結婚
- 児童婚は多くの場合、少女自身の意志と一致したものではない
(伝統的な慣習・ジェンダーの不平等に起因することが多い)
- 暴力や虐待、そして少女の体を危険にさらすという、
人権の侵害である
- 少女の結婚は、少年の場合に比べ、人生・健康や将来を脅かす
- 教育の欠如に陥ることにより、少女の可能性を摘み取る

早い結婚が与える影響



1. 早い結婚

2. 早い出産



3. 高い妊産婦死亡率



4. 教育機会が失われる



5. 経済的自立ができにくい

途上国における18歳までに結婚した 20-24歳女性のバックグラウンド・特徴



合計

34%

地理

農村 44%

都市 22%

✓農村部

教育

中等教育以上 20%

初等教育 45%

無教育 63%

✓低教育レベル

貧富

最貧困 54%

47%

中間 39%

29%

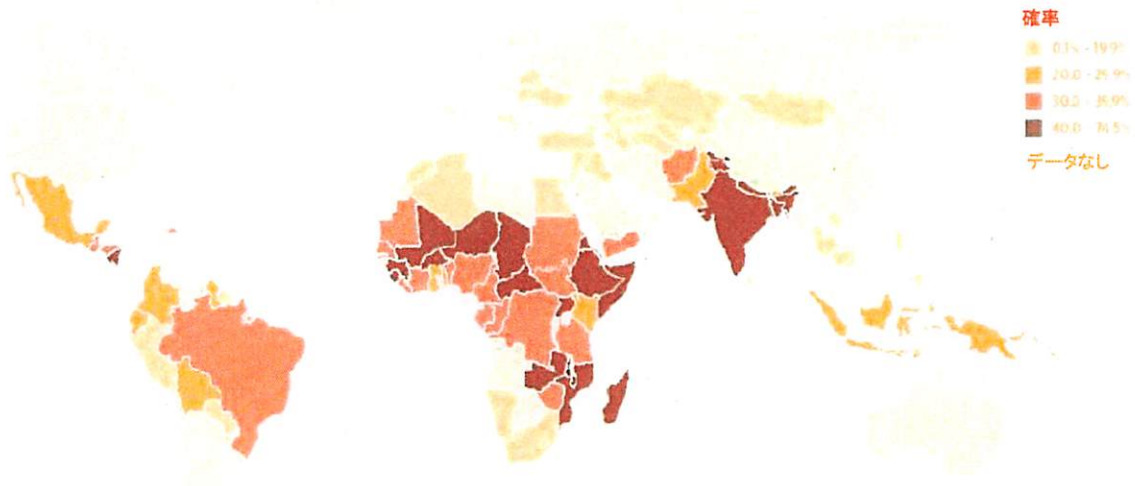
最富裕 16%

✓貧困

(開発途上国 78カ国、中国は入っていない)

出典: Marrying too young, 2012, UNFPA,

18歳までに結婚した 20-24歳女性の割合



南アジア、アフリカ、ラテンアメリカで高い

出典: Marrying Too Young, 2012, UNFPA, p28

20-24歳既婚の女性で18歳までに 結婚した割合



順位	国名	18歳までに結婚した少女 (%)
1	ニジェール	75%
2	チャド	72%
3	バングラデッシュ	66%
4	ギニア	63%
5	中央アフリカ	61%
6	マリ	55%
7	モザンビーク	52%
8	マラウイ	50%
9	マダガスカル	48%
10	シエラレオネ	48%

順位	国名	18歳までに結婚した少女 (%)
11	ブルキナファソ	48%
12	インド	47%
13	エリトリア	47%
14	ウガンダ	46%
15	ソマリア	45%
16	ニカラグア	43%
17	ザンビア	42%
18	エチオピア	41%
19	ネパール	41%
20	ドミニカ	40%

出典: State of world population 2012, p66

ちなみに日本では....



◆晩婚化・晩産化

	男性の初婚平均年齢	女性の初婚平均年齢	女性の初産年齢
2012	30.8	29.2	30.3
2013	30.9	29.3	30.4

◆非婚化 (50歳時点の未婚率)

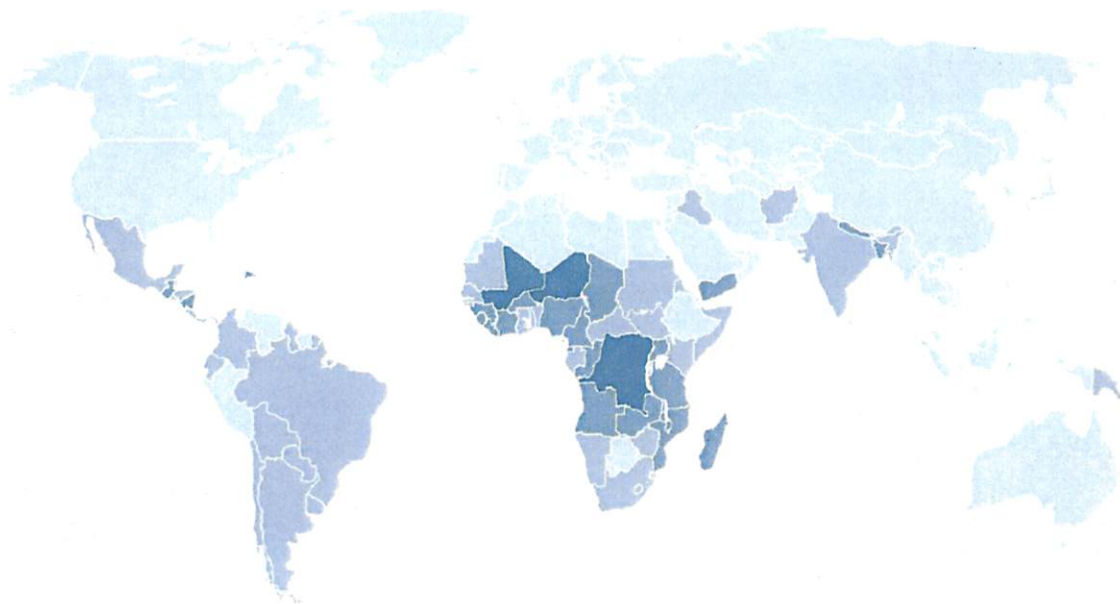
	男性の未婚率 (%)	女性の未婚率 (%)
1990	5.57	4.33
2010	20.14	10.61

国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集2014

15-19歳 少女の出生率 (1,000人中)



50以下 50-99 100-149 150以上 データなし

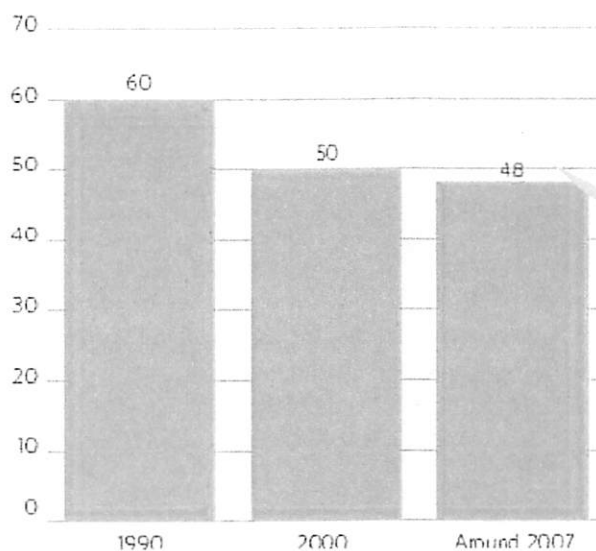


出典: United Nations Population Division, World Population Prospects: The 2010 Revision (2011)

少女による出産(1990, 2000, 2007)



若者の出産傾向
(対1,000人の15-19歳女性の数)



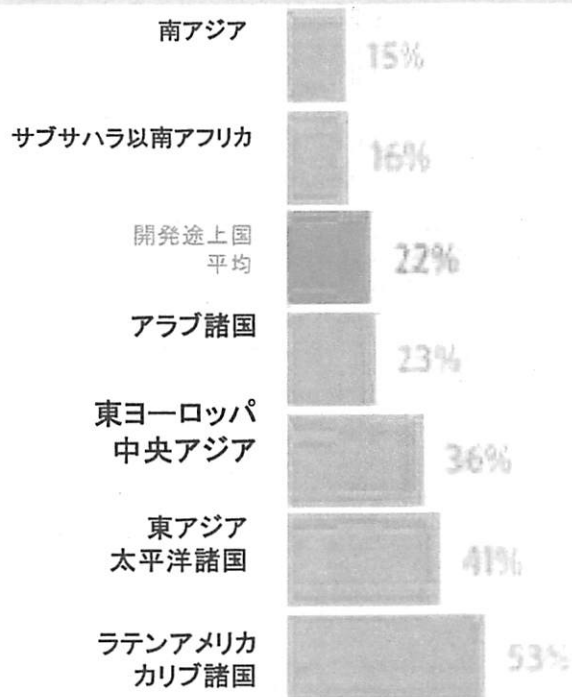
2000年以降、
減少幅は縮小

途上国: 52/1,000

先進国: 23/1,000

出典: Loaiza, Edilberto, and Sarah Blake. 2010. *How Universal is Access to Reproductive Health? A review of the Evidence*. New York: United Nations Population Fund.
(State of World Population 2012, UNFPA, p36)

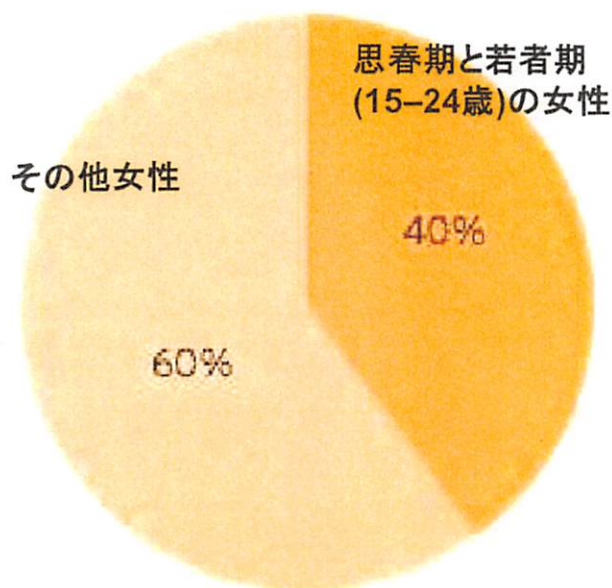
結婚している15-19歳少女での 避妊の普及 (2000-2010)



Source: *Marrying too young*, 2012, UNFPA

世界の安全でない人工妊娠中絶総数に占める 思春期と若者期(15-24歳)の女性の割合

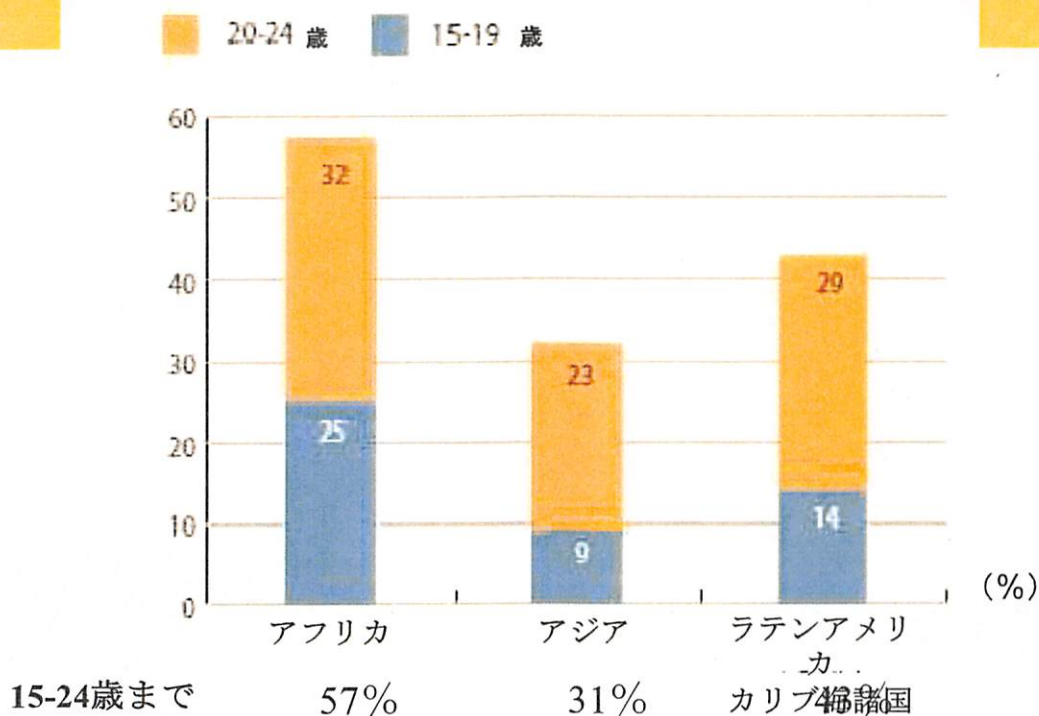
UNFPA



出典：世界人口白書2012, p35

地域別の安全でない人工妊娠中絶総数に 占める思春期と若者(15-24歳)の中絶の割合

UNFPA



出典：世界人口白書2012, p35

長期的・戦略的なジェンダー課題

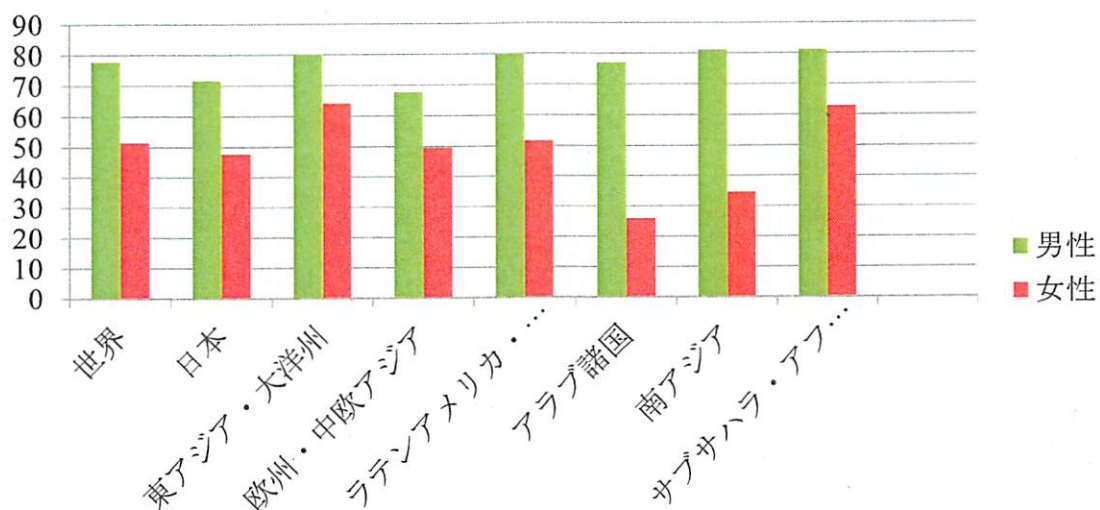


- ・ 経済的エンパワーメント
- ・ 教育分野におけるエンパワーメント
- ・ 政治的・社会的・法律的エンパワーメント

経済的エンパワーメント

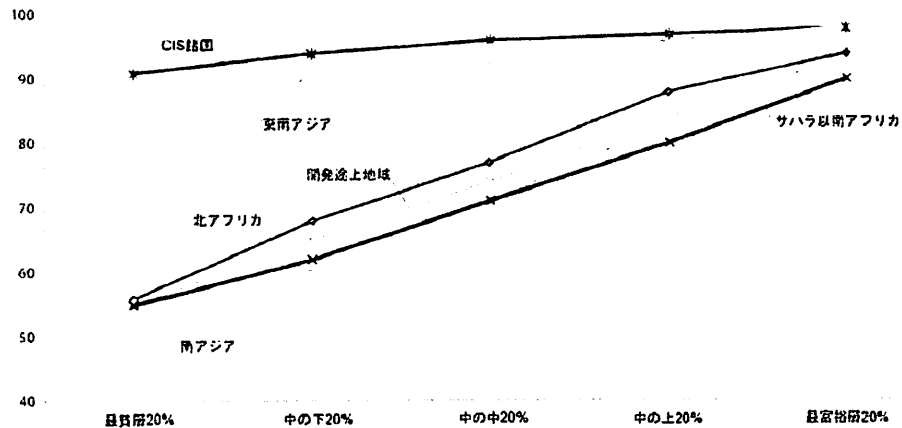


全世界で見ると、労働に参加している男性は78.2%に対し、女性は51.5%。(2009)





妊娠中に少なくとも1回、産前ケアを受けた女性の割合
(家庭財産階層別 2003/2008年 単位:%)



出典: 国連ミレニアム開発目標報告2010

- 産前ケアの普及率の格差
 - 先進地域と開発途上地域における格差
 - 開発途上地域内での貧富の差



- 読み書きできない人の約2/3は女性
- 女性の教育レベルは妊産婦死亡率、出生率、乳児死亡率、子どもたちの経済的機会に深く関連
- 母親の教育が子どもの教育レベルに大きく影響

- 多数の国で、女性は土地の所有すること、貸付を受けること、相続することの権利を持っていない。
- 政治参加の割合が低い

- 女性は生物学的に妊娠・出産を伴い、社会的にはより弱い立場におかれることが多い。女性のエンパワーメントを推進し、ジェンダーの平等等を是正することが重要。
- 女性の社会的地位が向上し、経済・社会・労働などの社会システムに参加できるようになれば、社会全体の開発も効果的・効率的に進み、貧困の削減につながる。



6. 国連人口基金の概要

79



- 英語名 : UNFPA
(United Nations Population Fund)
- 1969年に設立、世界約150カ国で活動
- 「開発支援活動」と「人道支援」との両立
- 人口と開発のバランスを推進する
- 各国政府、NGOや民間研究機関などの市民社会、民間企業との連携
- 国際人口開発会議(ICPD)の人権に基づいた行動計画(1994)

80



国連人口基金は、

すべての妊娠が望まれ、
すべての出産が安全に行われ、
そしてすべての若者の可能性が満たされる
ために活動しています。



国連人口基金は、世界中の人々の人権を保障する活動
を重要視しています。

- ・ すべての人は平等な権利が保障され保護されるべきであるという考えは、国連人口基金の活動と活動理念。
- ・ 国際人口開発会議 (ICPD/カイロ会議)で採択された「行動計画」は世界共通の人権基準を満たす必要があることを確認。
- ・ 国連人口基金が推進する人権に基づくアプローチは、ミレニアム開発目標の達成のための戦略と優先課題に、さらなる付加価値を与えている。

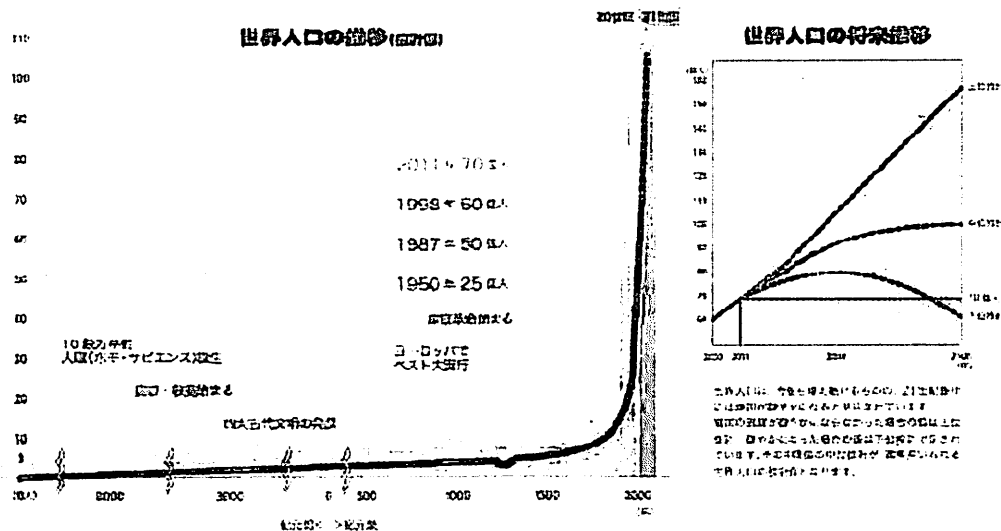


7. 国連人口基金の活動領域



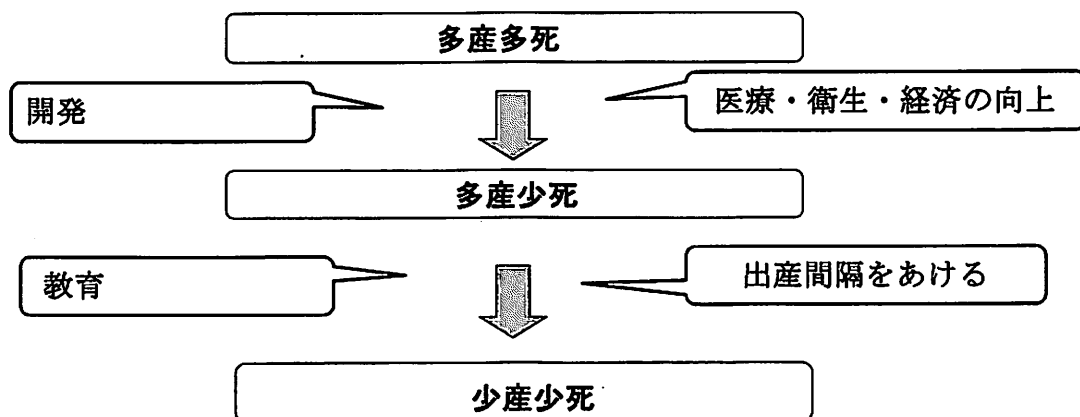
4つの重点活動領域 (2014-2017)

- (1) 人口と開発／データ
- (2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
(性と生殖に関する健康/権利)
- (3) ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント
- (4) 若者 (Youth) と思春期の若者 (adolescents)



※人口増加(約7,900万人/年)の95%が開発途上国
出典:国連人口基金東京事務所ウェブサイト

開発と人口増加の関係

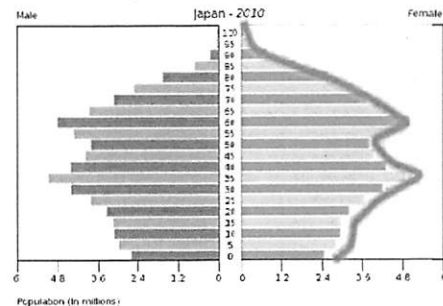


人口問題は一人ひとり、個人の問題

UNFPAではこの『ミクロの視点』、つまり個人の立場と人権を尊重し、一人ひとりが自分にとって望ましい選択をすることで、健康を守り、確実に人口と開発のバランスをとることを支援している。

- 出生時 男 > 女
↓
- 成人 男 = 女
↓
- 高齢 男 < 女

日本の人口ピラミッド



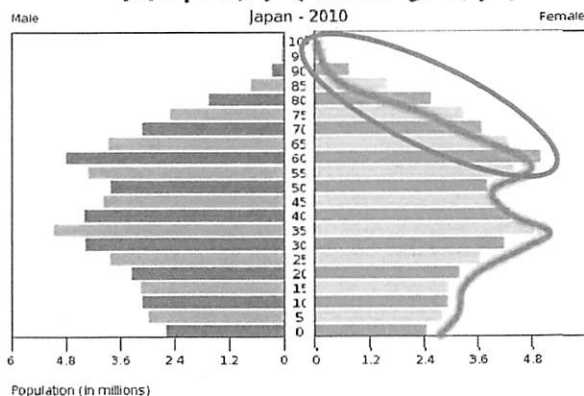
↑ 男性に対して、女性が約300万人多い

- 出生時には生物学的理由から男児が多い(女児100に対して男児103~107)
- しかし、男性は一般的に一生を通じて死亡率が高い
- その結果、全人口で見ると世界のほとんどの国で女性が多い
(日本では、男性：女性=95.1：100)

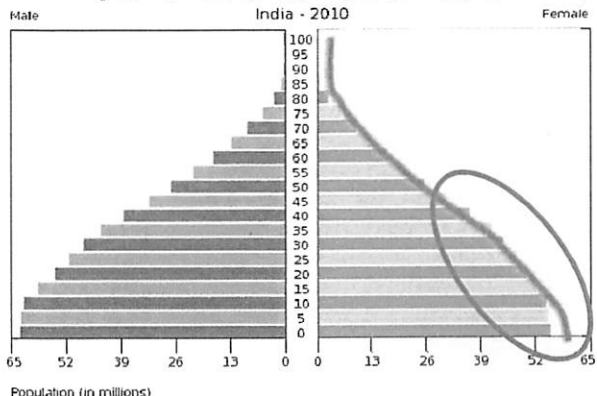
性比バランス：その社会のウェル・ビーイング(良好な状態)を示す指標

出典：U.S. Census Bureau, International Data Base
人口推計月報平成21年8月 87

日本の人口ピラミッド



インドの人口ピラミッド



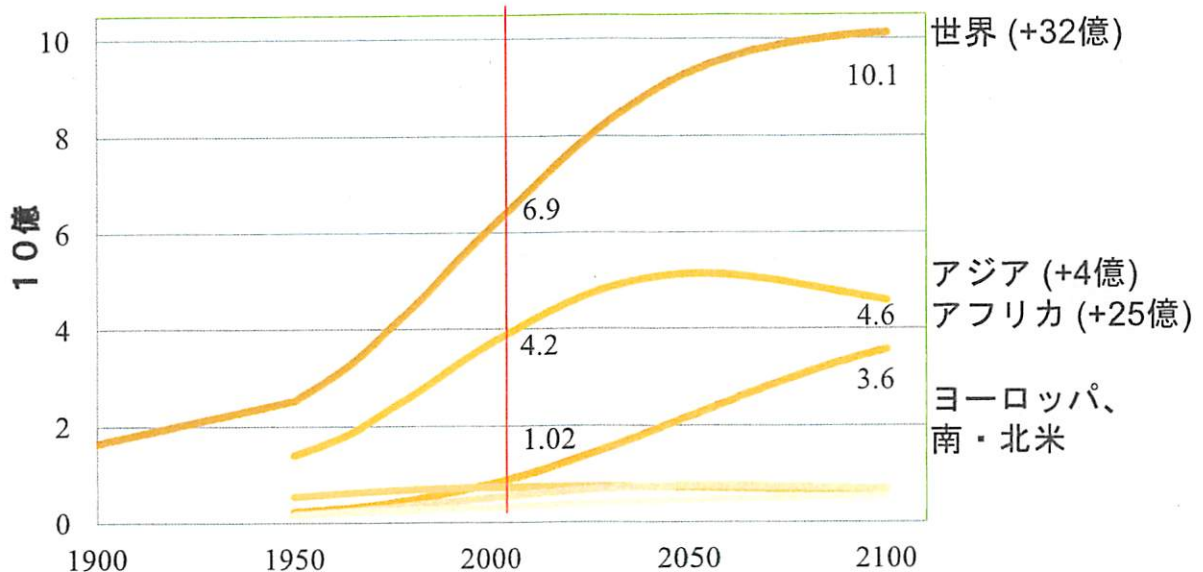
<日本の人口>

- 女性に対し、男性が約300万人少ない
- 男性：女性=95.1：100

<インドの人口>

- 男性に対し、女性が約500万人少ない
- 男性：女性=107.8：100
- ・ ・ ・ なぜ？

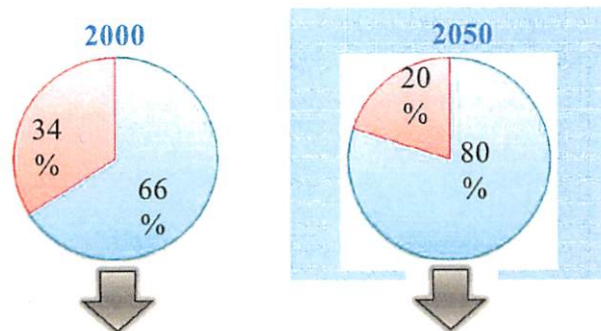
出典：U.S. Census Bureau, International Data Base 88



出典: "Components of Population Growth and Policy Implications"
John Bongaarts, Population Council, 2013

◆ 60歳以上の人口

今までの50年間..
60歳以上の世界人口は
毎年80万人増加していた。



	2000	2050
先進国	2310万人	3950万人 (70%↑)
途上国	3740万人	16億人 (4倍↑)

2050年までには、60歳以上の5人に4人が途上国で生活することになる

国連人口基金の人口と開発に関する活動

- 人口政策は、各国にとって持続可能な開発戦略の中心的課題
- 国連人口基金は、国勢調査など人口関連のデータ収集・分析・調査に対する協力を通じ、包括的な人口政策の策定・実施・評価を支援している

「性と生殖に関する権利」とは？

- すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、および出産する時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利（ICPD 行動計画第7章7.3）

「性と生殖に関する健康/権利」の概念

- 「生命の再生産過程」＝次世代をつくることに関わる保健ニーズを総合的に把握する枠組みで、1994年の国際人口・開発会議で公式に定義され、国際社会で認知

「性と生殖に関する健康」とは？

- 生殖の仕組み、機能、過程のすべての側面において、単に疾病・障害がないというだけでなく、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態にあること（ICPD行動計画第7章7.2）

性と生殖に関する健康/権利の課題

- | | |
|----------|------------------------------------|
| ■ 母子保健 | ■ 不妊への取り組み |
| ■ 思春期保健 | ■ HIV/エイズを含む性感染症（STI）予防 |
| ■ 家族計画 | ■ 更年期障害 |
| ■ 人工妊娠中絶 | ■ その他 |
| ■ 少子化 | （FGM等のharmful practiceの防止を含む場合もある） |

性と生殖に関する健康/権利の指標

- 家族計画実行率
- 妊産婦死亡率(MMR)
- 15～19歳の出生率
- 合計特殊出生率(TFR)
- 訓練を受けた出産介助人が立ち会った出産率
- 乳児死亡率
- 結婚、離婚、財産所有、相続に関する権利
- 女性の結婚に関する合意
- 法的結婚年齢
- 初等、中等教育の女性の就学率
- 男性に対する女性の識字率
- 女性国会議員と女性公務員の割合
- 出産休暇
- 労働力に占める女性の割合

- ◆ 女性へのマイクロクレジットプロジェクトの支援
(バングラデシュ、チャド、ケニア、モロッコ、パレスチナ、タジキスタン)
- ◆ 出産時の疾病(フィスチュラ等)に伴い社会的に疎外・差別されている女性を対象とした職業訓練の支援
- ◆ 経済政策や貧困削減戦略においてジェンダー視点が組み込まれるための支援



- ◆ リプロダクティブ・ヘルスを中心とした識字プロジェクトやカリキュラム開発プロジェクトの実施
- ◆ 出産後の少女の学校復帰プロジェクトの支援(ジャマイカ)
- ◆ 男性の参画に向けた支援 (後述:ニジェールの事例)



- ◆ ジェンダー平等に関連する法律確立の支援
- ◆ 性別による差別撤廃に向けたアドボカシー
- ◆ ジェンダーに基づく暴力の予防・保護・回復の支援
- ◆ 女性のエンパワーメントに関連する法律・政策支援のため開発途上国の国会議員とのパートナーシップを確立

ジェンダー平等と女性のエンパワメント 平和構築における女性参加の重要性



◆ 平和構築のプロセスにおいて、女性の参加率は少ない

- 平和構築交渉参加者のうち8%、署名者のうち3%が女性
- 国連主導の平和交渉では女性がリーダーに任命されたことはない
→ 軍事要員や制服組(文民警察官)における女性の参加を促進

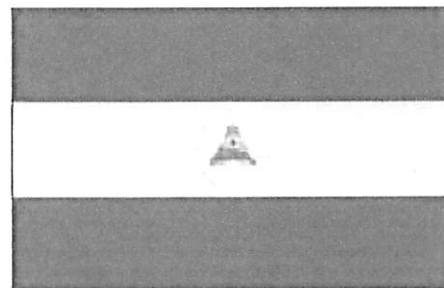
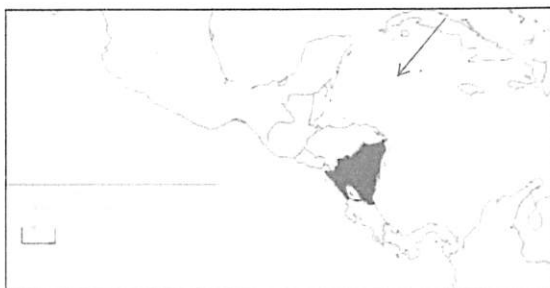
◆ 女性の参加が少ないと、女性にとっての重要課題の優先度が低くされ、体制も十分でなくなる。また、政策が策定されても、実現に至らないことが多い。

◆ 全ての平和構築戦略および活動では、継続的に女性が参加し、ジェンダーの視点が組み込まれることが必要。

ジェンダー平等と女性のエンパワメント ニカラグアにおけるUNFPAの活動事例

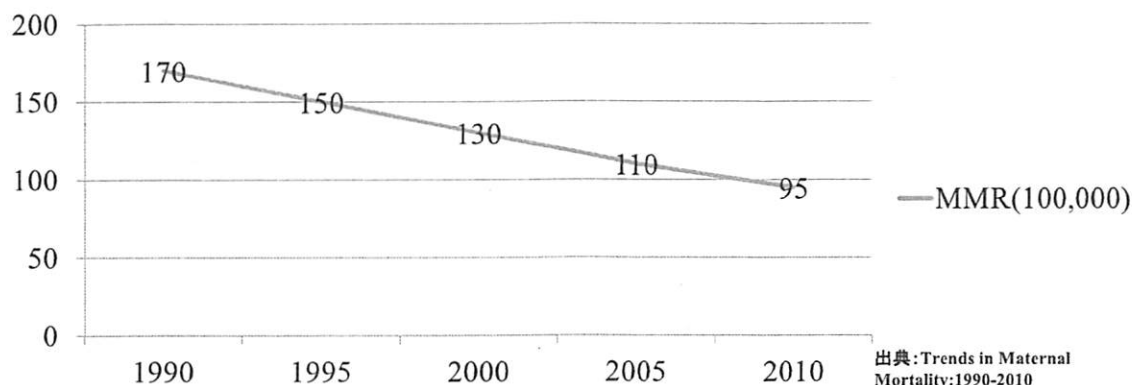


— 思春期の妊娠 —



- 首都 マナグア (Managua); 人口 120万人
- 人口590万人
- 14歳以下の少女の出産が1400件
- 妊産婦死亡率が高い(2010年: 出生10万に対し95)

ニカラグアの妊産婦死亡率(MMR)



妊産婦死亡率は減少してきている。



より多くの女性が、家族計画を実行し、そして緊急産科ケアを行える産婦人科医や助産師などの専門技能師の立会いの下での出産が可能になったから。

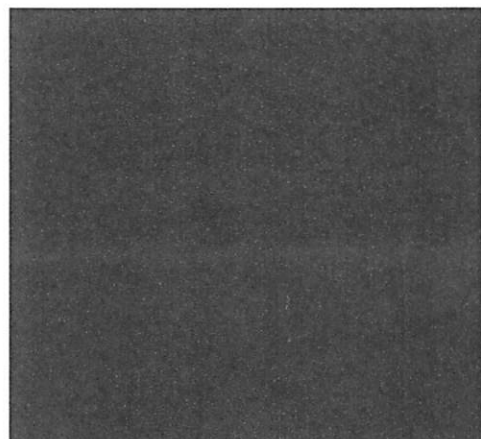
NGO カサ・マテルナ (Casa Materna = Maternity House, or home)とのパートナーシップ

■活動理念

- ・Matagalpa(ニカラグア地域)で妊産婦死亡率、幼児死亡率を減らす。
- ・農村地帯の妊産婦に出生前と出産後のケアと教育を提供。

■活動内容

- ・思春期の妊産婦を施設で保護
- ・性教育と妊娠に関する教育
- ・リーダーシップ研修



1. **女性の保健推進員による戸別訪問**

180地域内の各戸を巡り、家族計画について説明し、避妊薬(具)を配布

2. **夫の学校(Schools for Husbands)**

ニジェールのジンダー地域で、女性の健康改善や妻の地域社会で活動への理解を示している男性が選ばれ、「夫の学校」に集まり、妊娠・出産に関わる地域の問題について議論し、礼拝の機会に地域の人向けのセミナーを開くなど、啓発活動を実行

3. **ミニ・ラジオドラマ**

「フーラの冒険(Adventures de Foula)」の全国放送

2009年より、ラバ・タンジャ元大統領夫人の指揮の下、家族計画、望まない妊娠、女性性器切除(FGM/C)やHIV感染予防を取り扱った「フーラの冒険」の全国放送

103

■ **南ニジェール・ザンデル州で開校(2007年)**

⇒2011年 ザンデル州で131校、マラディ州で46校

■ **目的**

男性の地域レベルでの健康推進分野への参加促進し&意識改革

■ **学校の方針**

⇒議論・意識決定・行動の場

他者を尊敬し、意見を積極的に聞く精神が大切

リプロダクティブ・ヘルスの現状改善 行動面>医療面

■ **メンバー**

・学生…25歳以上の既婚男性(9つの選出基準に基づく)

・補助役…ローカルNGO、保健センター、宗教や村のリーダー

・監督役…ニジェール保健省、ローカルNGO・Family welfare association of Niger

■ **学校システム**

・月2回 ミーティングを開催

⇒コミュニティが持つリプロダクティブ・ヘルスに関連した問題を議論

・平等主義

⇒ミーティングごとに異なった担当者による議題設定・司会進行

夫の学校 (School for Husband)

<トレーニング>

■ 地域保健組織、ローカル保健所、コーチ向け

夫の学校の方針に基づく4日間のトレーニング

■ 学生向け

1. リーダーシップ
2. グループ心理力学
3. コーチ・テクニク
4. コミュニケーション・テクニク/政策提言/交渉力

夫の学校 (School for Husband)

<活動成果>

■ リプロダクティブ・ヘルス指標の改善

- ・ 産前健診率 28.62%(2006) ⇒ 87.30%(2010)
- ・ 産後健診率 13%(2009年前期) ⇒ 40%(2011)
- ・ 避妊普及率 5%(2006) ⇒ 21%(2010)
- ・ 家族計画の使用率 ⇒ 3倍増加
- ・ 専門家立ち会いの下で行われる出産 ⇒ 2倍増加

■ 男性・コミュニティ全体の意識・行動の変化

リプロダクティブ・ヘルスへの理解関心がより積極的に

■ 設備の改善

保健センターでの公衆便所の建設、助産クリニックの建設、etc.



夫の学校 (School for Husband)

<課題>

◆意欲の継続の難しさ

結果: ザンデール10校閉校 (*再開予定の学校もある)
(131校は順調に活動中)

原因: 無給のボランティア活動であるため

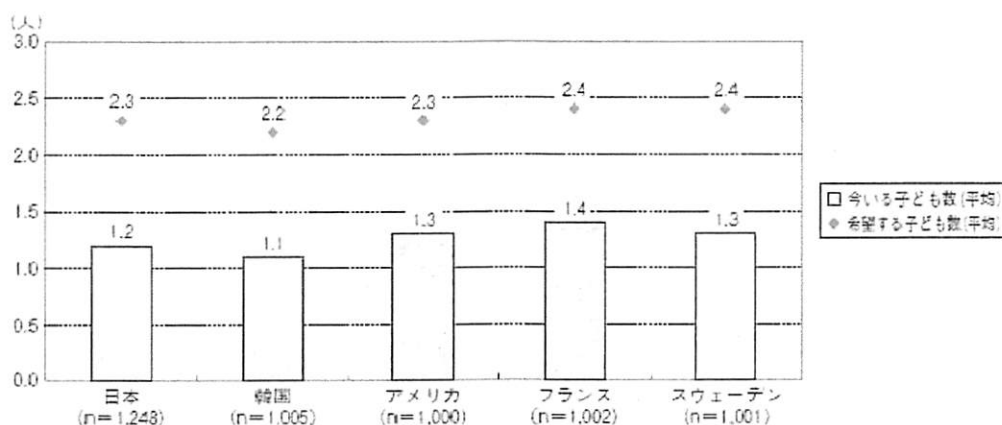
対策: 奨励策を実施

- 学生にメッセージ・バッグ、帽子などを贈る
- 他校訪問により学校間の交流を深める



8. 日本における状況

希望する子ども数と今いる子ども数 (合計特殊出生率 Total Fertility Rate (TFR))



資料：内閣府「少子化社会に関する国際意識調査」(2011年)

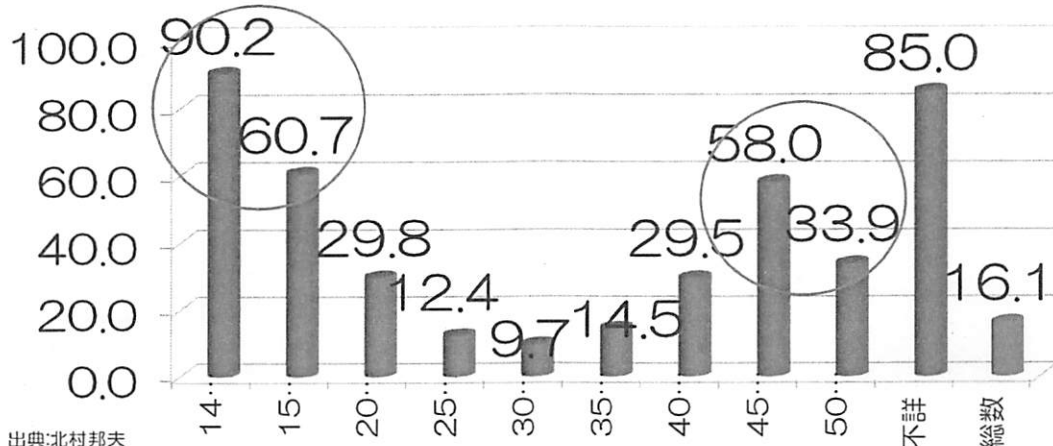
注：調査対象は20～49歳までの男女。

妊娠100に占める中絶の割合(%)

(平成23年人口動態統計、平成23年度衛生行政報告例)

(妊娠総数＝出生数＋中絶数)

(10年度は東日本大震災の影響により、福島県相双保健福祉事務所管内の市町村が含まれていない)



出典：北村邦夫

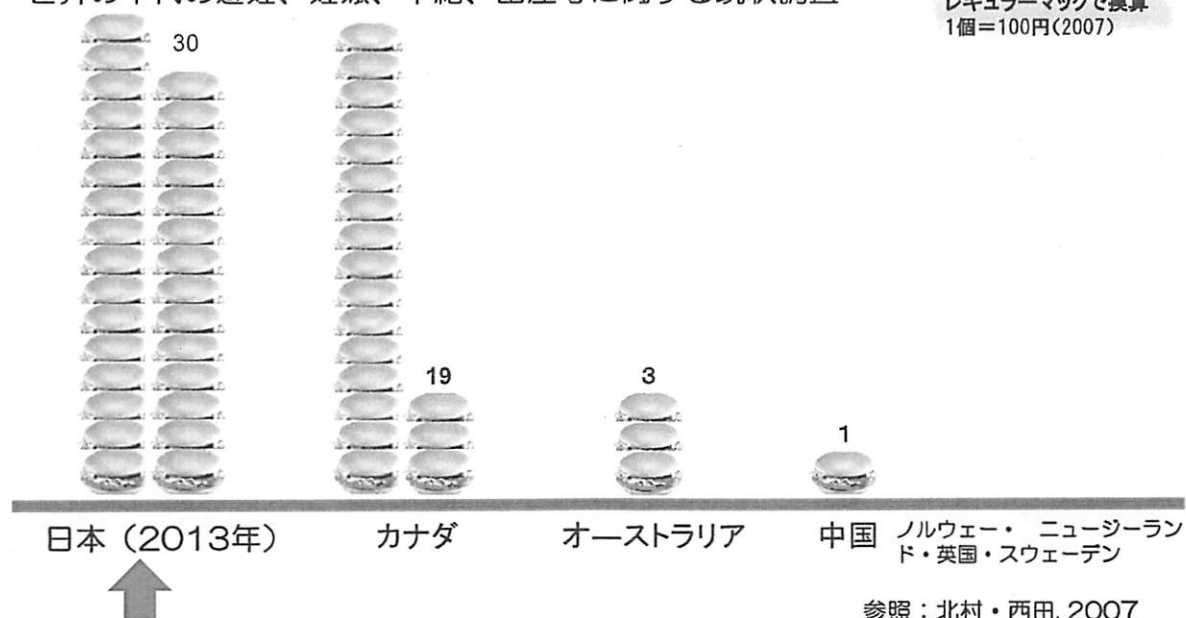
日本における中絶の状況



ピルを入手し易い環境が整えられるか。

—世界の十代の避妊、妊娠、中絶、出産等に関する現状調査—

レギュラーマックで換算
1個=100円(2007)



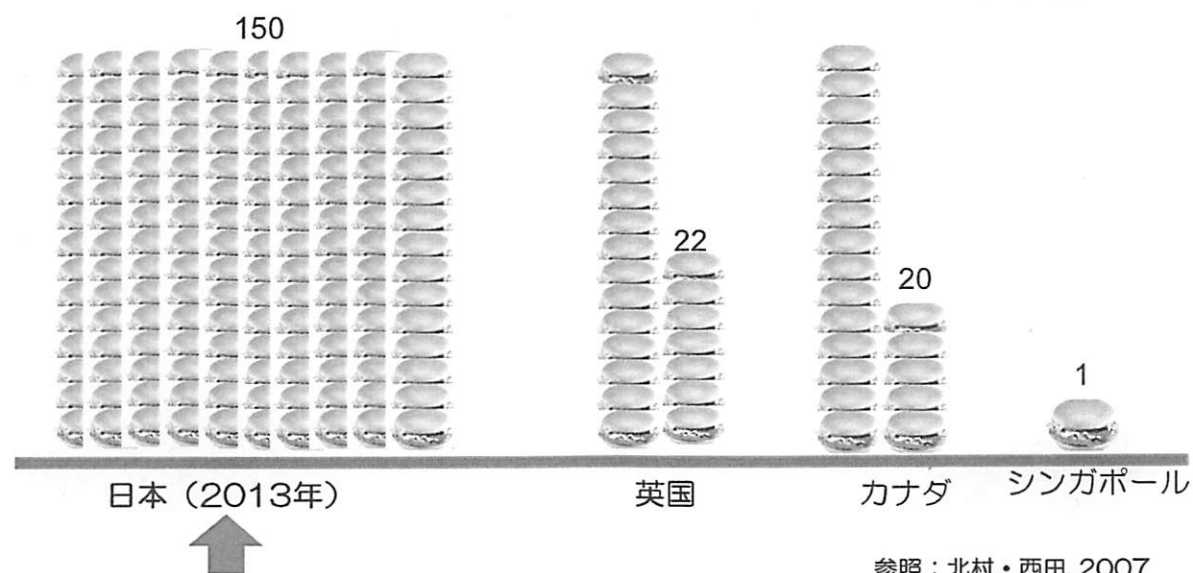
日本における中絶の状況



緊急避妊薬を入手し易い環境が整えられるか。

—世界の十代の避妊、妊娠、中絶、出産等に関する現状調査—

レギュラーマックで換算
1個=100円(2007)





主な避妊法の国際比較(国連・避妊法選択2010)

	世界	日本	米国	ドイツ	日本★
男性用コンドーム	4.8	42.1	13.3	4.4	88.3
リズム法	2.9	3.6	2.3	0.6	4.7
膣外射精	3.1	-	2.3	0.3	16.5
女性不妊手術	20.5	3.6**	23.8	0.9	1.3
男性不妊手術	3.4		13.2	0.0	0.3
IUD/IUS	13.6	2.3***	0.7	6.0	1.0
経口避妊薬(ピル)	7.5		15.6	58.6	3.5
女性バリア法*	0.4	15.4	1.8	1.2	0.3

(出典: World Contraceptive Use-2010/★北村邦夫:「第5回男女の生活と意識に関する調査」2010)

*女性バリア法には、女性用コンドーム、殺精子剤などが含まれる。

**女性避妊手術と男性避妊手術を含む

***IUDとピルを含む ★選択肢2つまで

113

世界経済フォーラム(WEF) Global Gender Gap Report 2015



145カ国(世界の人口の93%以上)を対象

男女の格差を縮小する能力について、4分野で測定。

経済的平等
(Economic
Participation)

政治参加
(Political
Empower-
ment)

健康と生存
(Health and
Survival)

教育機会
(Educational
Attainment)

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数

(質問6)

日本

総合ランキング: 145カ国中101位

総合ランキン グ	経済的平等	教育機会	健康と生存	政治参加
101位	106位	84位	42位	104位

出典: World Economic Forum "Global Gender Gap Report 2015"

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数

国	米国	中国	ベト ナム	インド ネシア	韓国	日本
総合順位	28	91	83	92	115	101
経済的平等	6	81	41	114	125	106
教育機会	40	83	114	89	102	84
健康と生存	64	145	139	60	79	42
政治参加	72	73	88	71	101	104

Source: The Global Gender Gap Report 2015

女性議員の割合

順位	国	女性議員の割合 (%)	その他諸国		
1	ルワンダ	56.3	39	フランス	26.9
2	アンドラ	50.0	49	ベトナム	24.4
3	キューバ	48.9	51	シンガポール	24.2
4	スウェーデン	44.7	71	バングラデシュ	19.7
5	セーシェル	43.8	80	米国	17.8
6	セネガル	42.7	89	韓国	15.7
7	フィンランド	42.5	98	ロシア	13.6
8	南アフリカ	42.3	110	インド	11.0
9	ニカラグア	40.2			
10	アイスランド	39.7			
↓					
124	日本	8.1			

As of September 1,
Inter-Parliamentary U
(In the case of two-chamber sy
ratio in the Lower chan

As of September 1, 2013
Inter-Parliamentary Union
(In the case of two-chamber system
ratio in the Lower chamber)

すべての女性が輝く社会の実現に向けて (ウーマノミクス)

安倍首相が主導する施策。
「1億層活躍社会の実現」の一部

3つの重点施策:

1. 女性の活躍・社会進出促進と女性の能力強化
2. 国際保健外交戦略の推進の一環として女性の保健医療分野の取組強化
3. 平和と安全保障分野における女性の参画と保護



「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)

- ・ 女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ・ 女性のライフステージに応じた支援
- ・ 男女が共に仕事と子育て・生活等を両立できる環境の整備

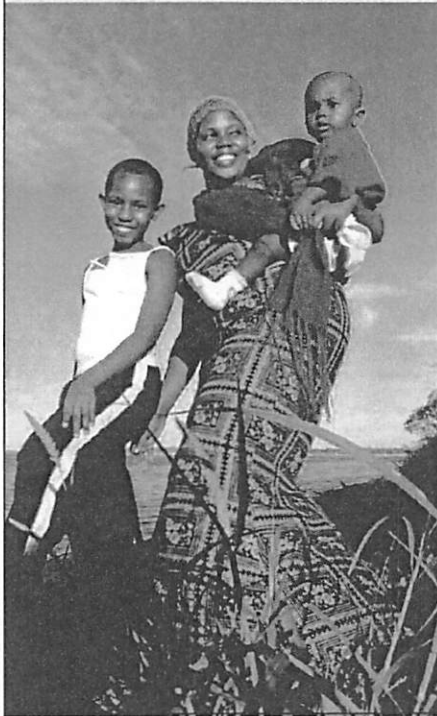
「日本再興戦略」改定2014(平成26年6月閣議決定)

- ・ 育児・家事支援環境の拡充
- ・ 企業等における女性の登用を促進するための環境整備
- ・ 働き方に中立的な税・社会保障等への見直し

Source: 男女共同参画白書平成27年度
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/honpen/b1_s00_01.html



9. 私たちできること



- ①判決を下す際にジェンダー問題を考慮
- ②リプロダクティブ・ライツ
- ③慣習・宗教と人権の対立
- ④日本の少子化
- ⑤日本の中絶・避妊事情
- ⑥日本の男女格差事情

Thank you !

国連人口基金 (UNFPA) 東京事務所

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70

国連大学ビル7階

Tel: 03-5467-4684 Fax: 03-5467-8556

tokyo.office@unfpa.or.jp

<http://www.unfpa.or.jp/>

日本からの指定拠出金による 支援の一例

紛争状態が続いている南スーダンに対し、国連人口基金は2014年から日本政府の拠出金を受け、緊急産科医療制度を立て直す支援などを行っています。また、ギニア、シエラレオネ及びリベリア等で流行したエボラ出血熱への対応として、妊産婦ケアの能力強化や物資供給等を行っています。ナイジェリアにおける女性生徒集団拉致事案の被害者に対して、リプロダクティブ・ヘルスケアの提供や心理カウンセリング等も行っています。

アジアでは、2015年4月にネパールで起きた地震で被災した女性と少女の支援のために、100万米ドルの緊急無償資金協力を日本政府から受け、女性用衛生キットやリプロダクティブ・ヘルスキットを配布し、移動式リプロダクティブ・ヘルスキャンプを運営しています。



©UNFPA South Sudan

紀谷昌彦駐南スーダン大使と国連人口基金南スーダン事務所のスタッフ

人間の安全保障基金を通じた支援

人間の安全保障基金とは、国際機関の活動に「人間の安全保障」の考え方を反映させ、人々の生存・生活・尊厳を確保する目的で設立された信託基金です。1999年に日本のイニシアチブにより国連に設置され、現在までに総額約436億円（約4億34万米ドル）が日本政府から拠出されています。国連人口基金はこの基金を通じ、今までに計54件のプロジェクトを実施しています。2014年には、貧困層における人間の安全保障の推進のために、ペルー北西部の3つのコミュニティの女性と少女に対する保健ケアを充実させ、ジェンダーに基づく暴力を軽減させるための支援を始めました。



©UNFPA Peru

市民社会・民間セクターとの協力

国連人口基金東京事務所は、パートナーNGOと研究・政策提言やアドボカシーなどで連携をしています。また、その他のNGO、大学・研究機関などとのネットワークを広げ、セミナーや学会、イベントなどに参加・協力し、国連人口基金の活動内容とその重要性について紹介しています。

パートナーNGOs

- 公益財団法人 ジョイセフ - 家族計画国際協力財団(JOICFP)
- 公益財団法人 アジア人口・開発協会(APDA)
- 特定非営利活動法人2050(NPO2050)
- 日本大学人口研究所(NUPRI)
- 国連の友(Friends of the United Nations)

民間セクターとのパートナーシップ

国連人口基金は民間セクターとも連携しながら、活動を推進しています。

子宮頸がん予防啓発プロジェクト「HelloSmile」

国連人口基金東京事務所は、TOKYO FMとサンリオ、ユニクロ、JALなどのパートナーおよび厚生労働省などの公的機関と協働して、世界中の女性に向けて子宮頸がん予防啓発を推進する「HelloSmile」に協力しています。このプロジェクトには、サンリオが「ハローキティ」「マイメロディ」等を応援キャラクターとして提供し、国連人口基金には活動を通じて販売されたオリジナルグッズの売上の一部が寄付され、開発途上国の女性の子宮頸がん予防啓発活動に役立てられています。

詳細は、<http://www.tfm.co.jp/hellosmile/>



©1976, 2014 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL No.G551391

あなたにできること

世界の人口問題について知ろう！

まずは人口問題を知るところから始めましょう。人口問題の解決のためには、リプロダクティブ・ヘルス、家族計画や女性のエンパワーメントが必要であることを理解しましょう。

みんなに広めよう！

人口問題について、ブログやソーシャルメディアで情報を発信することで、周りの人にも興味を持ってもらえます。イベントの際には、パネルやバナーなどの展示物をお貸しすることもできます。

一緒に活動しよう！

国連人口基金東京事務所では、ボランティア・インターンスタッフとして一緒に働いていただける方を募集しています。(応募: www.unfpa.or.jp)

寄付をしよう！

あなたの気持ちで人口問題を解決するための活動につながります。

— 国連人口基金 — 日本とのパートナーシップ



国連人口基金は、日本政府の協力を得て、南スーダンの女性と少女たちのための支援を行っています(4ページ参照)

活動理念

国連人口基金は、
すべての妊娠が望まれ、
すべての出産が安全に行われ、
そしてすべての若者の可能性が満たされる
ために活動する国連機関です。

国連人口基金 (UNFPA) 東京事務所

〒150-0001

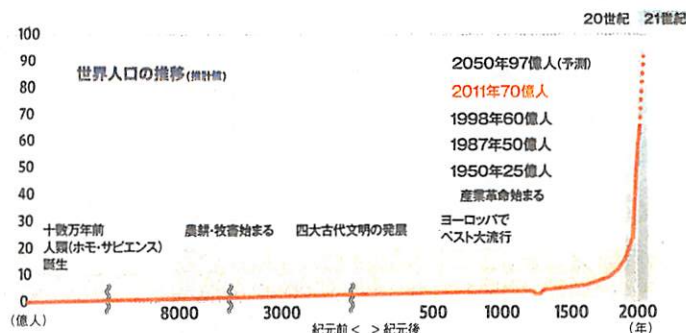
東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学ビル7階

TEL: 03-5467-4684 FAX: 03-5467-8556

www.unfpa.or.jp tokyo.office@unfpa.or.jp

www.unfpa.org

70億人の世界



現在、日本で人口問題といえば「少子高齢化」「人口減少」ですが、世界では開発途上国の人口増加が続き、2011年には70億人になり、2050年には97億人を超えると見込まれています。

人口の動態は、社会・経済システムや自然環境のバランスに大きく影響します。移民、難民、人口移動や都市化は、適切な政策がなされなければ、環境破壊、貧困格差の増大、戦争・紛争などの要因にもなります。人口問題を解決するために、国連人口基金は、一人ひとりが自らの意思で、いつ、何人子どもを産むかを選択する権利と実行可能な手段を保障するために、リプロダクティブ・ヘルス、家族計画、女性の地位向上などに努めています。

世界人口白書

国連人口基金は、毎年「世界人口白書」を発行し、人口問題に関連するさまざまな課題に焦点を当てています。最近では、「若者の権利」、「思春期の妊娠」、「家族計画」、「70億人の世界」、「紛争・危機からの再生」、「気候変動と女性」などに関連したテーマを取り上げています。「世界人口白書」の日本語版は、国連人口基金東京事務所のホームページからダウンロードできます。

www.unfpa.or.jp



国連人口基金の活動

国連人口基金は、世界の150カ国で活動を行っています。人口統計データを用いて、途上国のニーズを調査・予測し、目標達成までの進捗状況を確認するための支援を行いつつ、技術面での指導・訓練・サポートを通して現場のパートナーの能力強化にも力を入れています。また、女性と若者のセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)が開発の重要な位置を占めるように働きかけています。



国連人口開発会議から20年

1994年の国際人口開発会議(カイロ開発会議)は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念が確立した画期的な会議でした。そのカイロ会議から20年後の2014年、そしてMDGsの達成期限である2015年を前に、各国が達成した結果とこれからの課題を国連がまとめ、「ICPD beyond 2014 グローバルレポート」として発表しました。このレポートは、国連事務総長の行動提言とともに特別報告書として国連特別総会「国際人口開発会議のフォローアップ」で発表され、ポスト2015年開発アジェンダ策定における人権、特に女性や若者の権利、また保健などの分野でも重要な要素となりました。



全ての妊娠が望まれるものであるために

- リプロダクティブ・ヘルスの訓練を、医療スタッフに行う
- 緊急時に避妊薬(具)を手に入れられるようにする
- 家族計画の重要性を男性にも伝える
- 女性のエンパワーメントと、ジェンダーの平等を推進する



妊産婦の健康をサポートするために

- 助産師とヘルスワーカーの訓練をサポートする
- 産科フィスチュラの予防及び治療をする
- 災害時に出産キットの供給を行う
- 緊急産科ケアを強化する
- 医薬品や医療機器の安定供給を確保する



若者の可能性の実現を助けるために

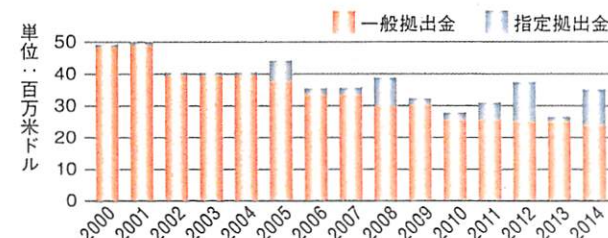
- ジェンダーに基づく暴力(GBV)を防止し、被害者を支援する
- HIV感染を予防する
- 若者に関わる決定に若者が参加できるようにする(児童婚など)
- 思春期の少女が安心して過ごせる場所を提供する
- 健康に害を及ぼす習慣の廃絶に取り組む(FGM/Cなど)



国連人口基金を通じた日本政府の支援

日本政府は1970年に国連人口基金への拠出を開始しました。各国からの任意拠出金を主な財源として支援活動をしている国連人口基金にとって、日本は主要な資金拠出国の1つです。現在までに、国連人口基金は日本政府より12億米ドル以上の拠出を受けています。毎年決定される一般拠出の他に、指定拠出として自然災害時の緊急支援や、開発途上国の女性を対象とした人道支援が国連人口基金を通じて実施されています。

日本政府から国連人口基金に対する拠出額の推移



2014年の日本の一般拠出金額は約2,382万米ドルで、国連人口基金に対する各国の拠出総額の約5.0%を占めています。指定拠出金は1,136万米ドルでした。

(最新情報は国連人口基金東京事務所のホームページをご覧ください。)

www.unfpa.or.jp

日本政府・関係機関・政策決定者・NGOとの協力

国連人口基金東京事務所は、外務省、国際協力機構(JICA)などの政府関係諸機関やパートナーNGO(ジョイセフ等)と連携をとり、リプロダクティブ・ヘルス/家族計画などの世界の人口問題に関する最新情報を提供するとともに、国連人口基金が行っている活動について、さらなる理解と協力をいただけるよう、広報活動や政策提言(アドボカシー)に努めています。



左: 福田JPFP名誉会長
右: 谷垣JPFP会長

また、アジア人口・開発協会(APDA)と連携して、創立40周年を迎えた国際人口問題議員懇談会(JPPF)を通じ、国会議員など政策決定者に人口問題やリプロダクティブ・ヘルス/家族計画について最新情報と問題意識の共有を進めています。



左: UNFPA事務局長
オシヨティメイン
右: 武見JPFP幹事長

(平成28年2月16日)

報道記者との座談会「司法に求められるもの」

議論の素材

(裁判所の権限と役割について)

- 当事者の主張立証の巧拙によって裁判の結論が変わり得ることについて、どう考えるか。裁判で真実を明らかにするとの声を聞くが、裁判と真実の関係についてどのように考えるか。
- 国民的に議論を二分するような問題や、いわゆる政策的紛争について、裁判所はどのような役割を果たすべきと考えるか。
- 裁判所が国民の期待する役割を果たしていないと感じるケースはあるか。どのような改善が可能と考えるか。
- 裁判員裁判の導入当初と比べて、裁判員裁判に対する人々の関心に変化があると感じるか。報道における取扱状況はどうか。裁判員裁判について、改善を期待する点は何か。
- 裁判員の守秘義務の範囲について、どう考えるか。
- 刑事裁判に対して、特にどういったことを期待しているか。
- 合議体による審理、判断について、どのように考えているか。

(裁判をめぐる報道について)

- 裁判を報道するに当たり、どのような点に着目しているか。判決において裁判所が重視した点と異なる点が、報道において強調されると感じる場合があるが、どのような観点で、情報を取捨選択し、重点をおいて報道しているか。
- 裁判報道における公平さ、公正さについて、どのような配慮をしているか。偏りのない報道をするために、どのような点を意識しているか。
- 裁判の公開原則や報道の自由と、関係者のプライバシー保護との関係について、どのように考えるか。
- 裁判報道において、事実と評価の区別をどの程度意識しているか。
- 裁判結果及び内容を報道するに当たり、困難を感じる点はあるか。正確で適正な報道のため、裁判所に発信してほしい情報は何か。
- 判決要旨をどのように活用しているか。どのような判決要旨が望ましいか。判決要旨以外の情報提供に関する要望はあるか。
- 判決書は、記者の目から見て分かりやすいものとなっているか。どのような点が分かりにくいと感じるか。

(裁判所から外部への情報提供・発信について)

- 裁判や裁判所に関する情報収集に、どのような特徴があるか。裁判所から発信される情報のどのような点に着目しているか。裁判所からの情報発信の在り方や発信すべき情報について、どのように考えているか。
- 裁判所による情報発信は十分なものといえるか。裁判所の情報発信について不足している点は何か。
- 国民の司法制度に対する理解及び信頼を促進するための広報，啓蒙として、どのような方策があり得るか。

(裁判所に対するイメージ等について)

- 記者から見た裁判所の組織としての特徴や，他の公的機関と比較した場合の長所・短所は何か。

(報道機関の役割等について)

- 司法の役割と世論の関係，報道機関の果たすべき役割についてどのように考えているか。
- 司法担当記者になるに際し，裁判に関する特別の研修や引継ぎ等があるか。

平成28年2月17日

裁判について考える

東京高裁判事 高世三郎

<Introduction>

1 はじめに

(1) 民事裁判の現状と課題

a 寺田逸郎最高裁判所長官平成27年1月1日「新年のことば」

「事案の実相をよく理解し、多角的な分析を深めることによって、質の高い判断を確保すると同時に、透明性の高い手続と判断の理由を的確に示した裁判を通じて、幅広く納得が得られる解決が実現されるよう、組織をあげて努めていかなければなりません。」

b 寺田逸郎最高裁判所長官平成28年1月1日「新年のことば」(要約)

「判断自体の適正さに止まらず、判断に至る理由が納得の得られる程度に示されているか、手続保障に欠けるところはないかといったところにまで目が向けられ、裁判の質の向上が求められるようになっていきます。このような状況に対応するには、事件の扱いや判断が多角的な議論に耐えられる水準となることを目指そうという意識を共有し、合議体による審理を充実させることなどにより、審理、判断に一層の深みを持たせることが必要であって、部全体として事件処理に関わるという考えの下に部の機能の活性化を図ることこそが現実的に有効な策であると考えられます。また、現行民事訴訟法が志向した争点中心型審理の在り方について改めて検討を深め、更なる審理の運営改善を図っていく必要があります。民事裁判の各手続において、今後とも、それぞれの分野における課題を踏まえつつ、事案の実相を的確に捉えた質の高い審理判断を適切な期間内に行うことにより、当事者にとって納得度の高い解決を得ることを目指し、全体としてより一層質の高い司法サービスの提供につなげていきたいものです。」

c 寺田長官の「新年のことば」をどう実践し、実現するか。

(2) 対策

a 司法行政上の施策

b 個々の裁判官の取り組み

<理念に基づく方法論篇 2～5>

2 裁判官の責任と3つの課題

別紙図解参照

司法研修所における民事裁判に関する最近の講演の紹介

a 大竹たかし判事(講演当時)「民事裁判について」(平成26年度判事補

基礎研究会)

- b 奥田隆文判事「裁判について考える一裁判と裁判官の修練について一」
(民事事件)(平成 26 年度中堅判事研究会)
- c 瀧澤泉判事「高裁から見た民事訴訟の現状と課題」(平成 26 年度特別研究会第 1 回)
- d 田村幸一判事「民事裁判について」(平成 27 年度判事補基礎研究会)

3 事件にどう取り組むか

(1) 法的に解決すべき問題を把握する

- a 当事者が主張するストーリーを把握し、事案の骨格をとらえる。
- b 法的に解決すべき問題は何かを自問自答する。

そのためには図を描いて考えることが効果的である。思考過程を目に見える形にすることで、自分の考えを客観的に検討し、考えを広め、深めることができる。

○久恒啓一・図で考える人は仕事ができる(日本経済新聞社 2002 年)

図を書いて考えることで、事案の骨格と法的問題がどうかかわってくるのかが分かり、その事件で法的解決が必要な問題が明らかになる。同時にその問題を解決する法的判断枠組みも明らかになる。

図解は、事件を因数分解するための手段である。複雑困難に見える事件も、図解をすればいくつかの要素に因数分解することができる。因数分解された個々の要素を検討するのは、決して難しくない。

(2) 具体例

4 事件をどう審理するか

- (1) 真実を明らかにして事件を正しく解決するには、当事者が客観的合理的な裏付けを明らかにし、裁判所がこれを更に吟味して客観的合理的な根拠に昇華させて認定判断する必要がある。

このように、当事者と裁判所がそれぞれの役割を果たすことが必要である。

当事者の話をよく聞き、当事者とのディスカッションで信頼関係を築き、当事者の力で必要な情報を入手し、客観的合理的な根拠を明らかにして真相を究明する。

○P.カラマンドレイ著小島武司・森征一訳・訴訟と民主主義(中央大学出版部 1976 年)

(2) 具体例

5 事件をどう解決するか

(1) 事実認定

- a 客観的合理的な根拠を探究し、この根拠に照らして必要かつ十分な事

実を認定する。

「嘘つきの争い」

○坂井芳雄「裁判する心」判例タイムズ 528 号 11 頁

b 具体例

(2) 法の解釈適用

- a 問題を的確にとらえ，法を広く深く検討し，バランス感覚，方向感覚を駆使して決断する。

法の解釈適用におけるアートとクラフト

○中村治朗・裁判の世界を生きて（判例時報社 1989 年）

○同・裁判の客観性をめぐって（有斐閣 1970 年）

b 具体例

<実践・実情紹介篇 6～11>

6 合議について

7 口頭弁論について

8 判決について

9 和解について

10 業務全般の運営管理について

11 補論

(1) 求釈明について

(2) 合議の相手がない場合

(3) 種々の事情で仕事に十分な時間を確保することが困難な場合

(4) その他

<Conclusion>

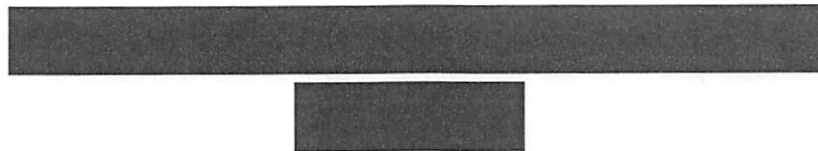
12 結語

刑事裁判を考える

東京高等裁判所判事 大 島 隆 明

- 1 刑事裁判の今と昔
- 2 各地の裁判所での経験
- 3 裁判員裁判の意味するもの
- 4 刑事裁判官に求められること
- 5 訴訟運営
- 6 事実認定の訓練
- 7 今後の課題

人材育成型リーダーシップ



スキル教育は人材育成のごく一部

例えば本質的に重要なのは…

1. 組織で求められる人材像と思考行動様式の定義と伝達、組織と仕事は変化している
2. 気づきと自己変容を通じての成長の支援
3. 教え合い刺激し合う職場、職場学習の仕組み化
4. 仕事の背伸びを通じての成長支援のマネジメント
5. 人材育成の専門的知見の組織蓄積

例えば仕事の個別性対応能力

- 感受性: 人間性ではなく観察分析の習慣、社会構造やコミュニケーションツールの変化で、社会性の未開発の若者がそのまま社会に出てくる傾向、ある県内リゾートホテルの「お写真とりましょうか」競争
- 応用力: 状況が変化しても対応できる能力、基礎理論や目的、背景まで理解して仕事をしているかどうか問われる、ますます正解主義になり、学ぶ中身より損得で考える若者増加の問題、日本の資格試験の問題点も同じ、充実指向か実用指向が必要

自分らしさの基本である動機の様々

- 自分の内なる自然なドライブを知り、それをうまく生かすことが、自分らしい仕事の仕方の基本
- 動機そのものに良い悪いはない、使い方の問題
- 大人になったら大きく変化することはない
- コミットメント系の動機: 達成動機、影響欲、賞賛欲、闘争心...
- リレーションシップ系の動機: 社交性、理解欲、伝達欲、感謝欲...
- エンゲージメント系の動機: 抽象概念指向、徹底性、自己管理欲...

動機と能力発揮

- 動機にドライブされて能力を発揮している時は、ストレスを感じにくくはまりやすい、それを成果に結びつけ、自身の得意技とすると、気持ちよく長期に成果を出せる
- 勝負能力開発は、新しいやりかた、新しい課題、新しい仕事に常にチャレンジすることで発掘される
- どんなに動機があっても、チャンスがなく封印されたままなら、成果につながる能力にならない
- 動機に無いことも必要で、意思と努力で習得可能だが、あまりにもこればかり習得努力し使うと燃え尽きる
- 動機が強いほど、成熟とバランス、自己管理が必要
- ダースベーター化に注意

個性を考慮した思考行動特性強化

- 思考行動特性は4段階で習得していく
- 無意識無能から気付きで意識無能、努力と練習で意識有能、継続で無意識有能へ
- 動機が活用できれば、短期間で強化される
- 動機が無い、強い動機のバランスを取るなどの場合は、自身で言語化したりルール化したりして自己管理する
- 組織としては継続的なフィードバックや気付きの場合などを確保することで、6ヶ月程度の継続による習慣化のプロセスが必要

考え方レベルの伝達

- 「これをやれ」ではなく、「こういう考え方でやれ」を、腑に落とすコミュニケーション
- 監督の役割、野球型とサッカー型
- 考え方を自分の言葉で、自分たちに身近な事例や例えを活用して、繰り返し伝達する
- 一つは自分自身の体験談を入れる
- わかってやっているのか、質問して確認する
- 「城を作る石工」の寓話
- 理由、基礎理論、歴史的背景理解が応用力の基本

育成的コミュニケーションとは

- 本人の成長に資するコミュニケーションの3タイプ、1)業務的支援、2)内省的支援、3)精神的支援
- 東大の中原先生の調査では、上司は業務支援をしようとしがちだが、業務支援はもっと身近な同僚のものが効果的、上司は教えるより教え合う職場づくりが重要
- 気づきのきっかけが、腹落ちする成長に最も重要、これは先輩や上司が効果的
- 老人ホームのお見送り後の会議などは、単なるスキル伝承以上に、気づきと内省を促す場
- 上司が最も重要な役割を果たすのは、実は精神的支援

職場学習の推進

- 職場での体験の共有を含めた職場の横のコミュニケーションは、若者の成長実感と高相関
- 上司は教えるというより学ぶ場を作ることが使命
- 新しい販売戦略が必要だったトヨタの販売店では、店長は教えるのではなく学ぶ場を作った
- 皆で学びあい教えあう職場の雰囲気、機会、物理的レイアウトなどを作るのがリーダーの役割
- 実践の場ではファシリテーション能力が重要
- チャンクアップ、チャンクダウン、反対語、類義語

多面的フィードバック

- 上司だけが部下を育てるのでなく、職場全体に育てられる、多面フィードバックの習慣が重要、上司だけで部下は育てられない
- 人の能力や育成について、皆で固有名詞で議論する場が重要、人への関心が高まり、言語が共通化
- 多様な人からの多様なフィードバックが人を育てる、例えば間接的フィードバックは効果が大きいと言われる
- 子供が母親との関係ばかりに収れんすると、ネガティブフィードバックばかりになり、自己効力観が形成されにくいという指摘もある

ミニ討議：コミュニケーション

- 皆さんの職場での、タテやヨコの様々な支援的コミュニケーションは十分ありますか
- ポジティブフィードバックとネガティブフィードバックはバランスが取れ、十分ありますか
- 人材育成という観点から考えて、皆さんの職場でのコミュニケーション上の課題は何だと思われますか

仕事における試練と背伸び

- 個人の育成課題の把握と、課題付与、仕事での背伸びを、上司や組織が意図して行う
- 自ら背伸びをして難しいことにチャレンジし成長する組織風土を作る
- 組織課題をタスクフォースにして、あえて若手にやらせる
- 背伸びさせる時に、スキル提供する、意図と期待を伝える、支援する

研修の活用

- 上司や職場で教えられないことは研修で
- 新しい技術は伝承できない
- 想定外事態への対応はマニュアルでは無理、応用力は想定訓練で鍛えられる、機長のLOFT
- 米国の研究では、同じ研修を受けても、その効果は上司の前後の対応で3－5倍違う
- 部下の研修の内容をまずは上司が理解すること
- 研修に送り出す前に、目的の確認と動機付けを、研修後には学習の確認と能力活用機会の提供、自己変容のフォローを

リーダーの健全な人間観の構築

- 管理職自身の人間観が重要、人はそのように扱えばそのようになるという原則
- あるスーパーマーケットでは、「そんな仕事は・・・」が、「そんなこと・・・」に結びついた
- 組織と部下は自分の人間観の鏡である
- 人間は自身の仮説に合った事実のみ強く記憶する傾向があると言われている
- 人材開発会議などの多様な意見で修正する
- 負のステレオタイプ(固定概念)の強化の連鎖に陥らない、人物評価固定化に注意

ミニ討議：自身の人材育成型リーダーシップ

- 皆さん自身のリーダーシップスタイル、マネジメントスタイル、コミュニケーションスタイルを人材育成の観点から振り返ってください
- 人材育成の観点から何が課題か、これからどうしていこうか、考えたことをメモしておいてください

テーマ：社会とバリアフリー

講師： ()

1. 社会とバリアフリー

バリアフリーとは、本来多義的な用語である。そこで、本講では、障害の視点を中心に据えつつ、それを切り口に人間と社会をめぐるさまざまな障壁除去を目指す思想的・実践的な営為という意味で、私はこの語を用いる。

バリアフリーは、一般的には狭義に用いられることが多い。例えば、建物や道路に関わる「物理的なバリア」に注目した使われ方などである。確かにこれらのバリアも重要ではあるものの、少なくとも次の4点で捉える必要がある。

1. 物理的バリア（エレベーターがない、など）
2. 情報・文化のバリア（テレビ放送に字幕がなく、聴覚障害者に理解しづらい、など）
3. 心・意識のバリア（障害を理由にアパートの入居を拒否したり、盲導犬の同行を旅館が拒否する、など）
4. 法制度のバリア（障害を理由に、免許・資格の取得が禁止・または制約される。自治体の公務員採用試験、各種の教育機関の入試が受験できない、など）

これに加えて、私は五つ目のバリアとして、

5. 「バリアフリーをとりまくバリア」

を想定する。これは、「バリアフリー問題」、さらにはそこでの「バリア」の問題を、障害者をめぐる狭義の意味・問題に閉じこめてしまうという傾向を指している。

このように、バリアフリーは、常に社会的文脈において問われるべき問題である。

2. 障害とは何か

障害の定義もさまざまに想定されるが、重要なことは、単に個人の心身の状態や条件を示す概念ではなく、社会的・歴史的に生成される概念だと把握することである。

前者の把握の典型的な例は、例えば、わが国の身体障害者福祉法の規定に見られる。同法第四条では次のように定められている。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものを言う。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：～

そして、次の障害種別について、それぞれ医学的な判定基準が「別表」に示されている。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 平衡機能障害
- 音声・言語機能障害
- そしゃく機能障害
- 肢体不自由
- 心臓機能障害
- じん臓機能障害
- 呼吸器機能障害
- ぼうこう又は直腸機能障害
- 小腸機能障害
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- 肝臓機能障害

：：：：：：：：：：：：：：：：：：～

しかし、国際的に「障害概念」の把握の仕方は、近年変化しつつあり、後者の把握がより一般化してきている。

例えば、一昨年（2014 年）2 月にわが国でも発効した「障害者の権利に関する条約」（2006 年 12 月締結、2007 年 9 月わが国署名）において、「障害」については次のように記述されている。

：：：：～

「障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、」（同条約「前文」（e））

：：～

つまり、「障害」の本質は、「障害者」の内部に生じている、個人の中で完結された現象ではない、と把握される。そうではなく、障害のある個人と他の人や周囲の社会的環境との相互関係自体の中に存在する「障壁」や「不利益」こそが「障害」である、というのが、同条約における「障害」の把握であり、国際的にもこの考え方が広まりつつある。

ただし、「障害者権利条約」のこうした理念が我が国の社会において実現されていくためには、法制度のさらなる整備を含め、多くの取り組みが今後必要となるだろう。その意味で、2013年に成立し、2016年4月に施行される「障害者差別解消法」の影響に注目したい。*1

3. 障害の「医学モデル」と「社会モデル」

上記のことを、理論的に示すと、障害についての基本的な二つの考え方の類型に整理できる。すなわち、障害の「医学モデル」と障害の「社会モデル」である。現在の国際的潮流は前者から後者への移行を推奨するという動きとなっている。

前述の障害者権利条約の基本理念も、障害の「社会モデル」に立脚したものだ。

現在の日本社会では、各種法制度においても、市民の意識においても「医学モデル」的把握がまだまだ優勢である。以下は、2010年6月に閣議決定された文書中での、障害の「医学モデル」と「社会モデル」にかかる「注」である。*2

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

障害の「医学モデル」とは、心身の機能・構造上の「損傷」（インペアメント）と社会生活における不利や困難としての「障害」（ディスアビリティ）とを同一視したり、損傷が必然的に障害をもたらすものだと思える考え方であり、障害の原因を除去したり、障害への対処において個人への医学的な働きかけ（治療、訓練等）を常に優先する考え方である。また、医学モデルは、障害を個人に内在する属性として捉え、同時に障害の克服のための取り組みは、もっぱら個人の適応努力によるものと捉える考え方であり、障害の「個人モデル」とも呼ばれる。

障害の「社会モデル」とは、損傷（インペアメント）と障害（ディスアビリティ）とを明確に区別し、障害を個人の外部に存在する種々の社会的障壁によって構築されたものとして捉える考え方である。それは、障害を損傷と同一視する「医学モデル」を転換させ、社会的な障壁の除去・改変によって障害の解消を目指すことが可能だと認識するものであり、障壁の解消に向けての取り組みの責任を障害者個人にではなく社会の側に見出す考え方である。ここで言う社会的障壁には道路・建物等の物理的なものだけではなく、情報や文化、法律や制度、さらには市民の意識上の障壁等も含まれている。

なお、ここで示した両モデルは、あくまでも「障害」に対する基本的な考え方の枠組みと方向性を表すものであり、医療や福祉、リハビリテーション等での実際の個別の取り組みにおいては、両モデルは混在している。したがって、認識論としての医学モデルと、実践行為としての医療やリハビリテーションは区別して捉えるべきであり、その意味では、社会モデルに立脚した医療やリハビリテーションの実践が今後求められていると言えるだろう。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：～

4. 「障害」の表記をめぐって

「障害」の表記を変更しようという議論が現在、一部の関係者でなされている（「障がい」、「障碍」などへの変更）。私はこの議論には否定的だ。なぜなら、重要なのは、「障害」の表記の変更ではなく、「障害概念の実質的な無意味化を目指すこと」だと思われるからである。

例えば、犯罪「被害者」や交通事故「被害者」、あるいは地震などの自然災害の「被災者」は、自らがおかれた状態を示すこれらの用語の表記の変更を求めているだろうか。おそらく、そうではないだろう。なぜなら、どう表記したとしても、「被害」や「被災」自体は存在するからだ。

「障害」は、ある個人の内部に孤立し、完結しているものではなく、「人と社会の間の空間」に、相対的・流動的に存在してしまっているものであって、「障害」の表記だけを変更しても、なんら問題解決にはならず、むしろ問題を見えにくくしてしまう危険性もあると思われる。なお、表記変更を求める発想は、図らずも、前述の「障害の個人（医学モデル）」の立場に立脚している、ということでもある。

5. 障害学とは何か

「障害学」(disability studies)とは、障害を分析の切り口とする思想的営為であり、知の運動である。すなわち、障害や障害者を把握する際、治療や訓練による快復を至上命題とする従来型の医療やリハビリテーション学などの視点とは異なる、新たな視点で障害に光を当てる学問である。

前述したように、「障害」とは何か、という把握自体が流動的である。病気や怪我などで心身の機能に何がしかの影響を受けて、それが治癒せず、その状態や症状が固定したものの一部を一般に障害と呼ぶわけだが、どんな「症状」でも、治癒しなければ障害と呼ばれるわけではない。例えば、円形脱毛症がなかなか治らずそのまま「症状が固定した」人がいても、その人を障害者とは（少なくとも今の日本では）呼ばない。では何が「障害」であり、誰が「障害者」なのか？こうした問いを持つことは、すでに「障害学」の思索を始めていることになる。

「障害」は人工的な概念であり、それは、ある時代のある社会が、ある目的を持って便宜上規定する概念である。つまり、障害は何か固定的な実体を伴うものではなく、その本質は、社会によって「作られ」、「再生産される」状態や状況、関係性そのもののなのである。

障害学の重要な知見の一つは、従来型の「障害の医学モデル」から、「障害の社会モデル」という把握を提示したことである。

6. 障害学の視点で考える人間と社会の営為についての3階層

個人と社会双方における人間の諸営為について、私は障害学の視点から、次の三つの階層構造で捉えることを提唱する。

第1の階層は、たとえどのような条件を抱えた人であろうと、すべての人間の存在価値は平等に取り扱われるべきだとする理念であり、第2の階層は、その理念を社会的に現実化するための実際的な取り組みの階層である。そして、第3の階層として、各人の個人レベルでの個別・具体的な幸福実現や苦悩をめぐる問題群が想定される。

このうち第1の階層は根底的であり、わが国であれば、日本国憲法を中核とする各種の法制度を貫く国民の基本的人権を尊重する理念である。第2の階層に含まれるものは、経済活動や社会保障関連等、官民双方での各種の具体的営為である。そして、第3の階層には、さまざまな個別の諸条件を抱えながら生きる私たち一人一人の人間の人生における営みが含まれる（なお、現在も研究途上だが、この第3の階層でのキーワードは、「能力」、「苦悩」、「コミュニケーション」だと私は考えている。このうち、「苦悩」と「コミュニケーション」については、近著で若干触れた*3）。

7. 「三権分立」のバランスはとれているか

この三つの階層を「三権」の問題に引きつけて考えてみる。この三つの階層は相互に関連しているものの、「三権」は、それぞれ第1と第2の階層に含まれる営みだと言えるだろう。そして、さらに言えば、「司法」は主に第1の階層に、「立法」と「行政」は主に第2の階層に含まれるのではないかと私は考える。

ところで、「三権」の関係について言えば、本来は、バランスのよい「三権分立」が望ましいのかもしれない。しかし、私見では、まずは第1の階層の理念の安定、すなわち司法機関（裁判所）の役割がもっとも重要なのではないかと考える。ところが、現状では必ずしもそうはなっていないように思われる。

例えば、社会保障関連で言えば、障害者を含め困難を抱えた多くの国民の生活の向上に、裁判所はさまざまな司法判断・判例を歴史的に積み重ねることによって、大きく貢献してきた。朝日訴訟、堀木訴訟などは、その訴訟の過程自体が大きなインパクトとなり、国民的議論を巻き起こし、立法・行政に国民の視座に立った努力を要請した。

しかしながら、現状は、立法機関（国会）、行政機関（政府）の影響力が相対的に強く、司法機関（裁判所）の役割が十分に発揮できていないのではないかと。近年、とりわけその傾向が強まっているのではないかとと思われる。

8. 司法の権威の復権を

障害者福祉関連で一例を挙げれば、「障害者自立支援法違憲訴訟」が記憶に新しい。これは、「障害者自立支援法」の応益負担の考え方が憲法の基本的人権の規定に反するとし

て、2008年10月に提起された訴訟である。全国の障害者ら71人が14地裁において、被告である国に対し、障害者の尊厳と生存の権利を訴えた。

そして、2010年1月7日、国は自立支援法の問題点を認め、原告・弁護団と「和解」に向けての「基本合意」を締結し、自立支援法の廃止と障害者制度の抜本的改革を伴う内容を含めた新法の制定を公約した。

具体的には、国（厚生労働省）は基本合意文書において、障害者自立支援法の導入について、「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる」「新法は障害者の基本的人権の行使を支援するものである」と確約したのだった。

ところが、その結果はどうか。確かに、2013年4月、障害者自立支援法は「障害者総合支援法」に名称を変えたものの、それは自立支援法のごく一部の改正にすぎず、事実上内容はほとんど変わっていない。また、「和解」後の障害者制度改革の推進についても、国（行政、および民主、自民・公明の政権党）の対応は誠意あるものとは言えない。そのため、前述の「和解」は形骸化したと言わざるをえず、

*4

同時に多くの障害関係者らは、本件により、裁判所における「和解」の権威と効力に疑義を抱いているのではないかと推察される。

「1票の格差問題」への立法の対応の鈍さ、集団的自衛権の行使を認める昨夏の閣議決定を含む、昨今の安全保障法制をめぐる一連の「解釈改憲」の動きなど、三権分立のバランスが崩れている、あるいは相対的に司法の影響力が弱体化してしまっているのではないかと懸念される。

障害者を含め、社会的に弱い立場におかれがちである人々が最後に望みを託すのは、憲法を中核とする「法の正義」であり、公正な見識と良識に裏打ちされた司法の判断である。

格差が増大し、展望の開けない今の社会状況にあって、今後司法への国民の期待はますます増大すると思われる。

9. 「盲ろう者」という存在

*5 し

かし、視覚・聴覚の重複障害者（盲ろう者）が2万人前後も国内にいと推計されることを、社会のほとんどの人は知らないだろう。

*6 その番組のビデオを視聴いただきたい。

このビデオの視聴を通して注目いただきたいと私が考えているのは次のようなポイントである。

(1) この社会には実にさまざまな過酷な条件で生きている人がいる。そしてその現実がほとんど知られていないことも多い。

(2) 必ずしも違法な取扱いをされているわけではなく、誰が（どこが）悪いと断定することもできない。しかしながら、例えば、生存に不可欠な医療に多大な経済的負担を求められていたり、コミュニケーションや行動の自由が保障されないなど、あきらかに基本的人権が制限・侵害された状態・条件で生きている、生きざるをえない人たちがいる。

(3) これらは行政機関・立法機関の広義の不作为の結果だろう。しかし、その「本質的に違法な不作为」が「適法」として取り扱われてしまっているケースが案外多いのではないかな。

(4) また、一定の法制度の整備はされているものの、その内容が理念的にも問題をはらみ、現実的にも適切とはいいがたい場合もあるのではないかな。^{*7}

10. 「生存」の二つの基本ニーズ

障害者関連のさまざまな問題は突き詰めれば生存権に関わるものが多い。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○2　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：～

この日本国憲法第二十五条の条文において、国民の視点、あるいは障害者の視点で考えたとき、「健康で文化的な最低限度の生活」が何を意味するかがもっとも注目されるところである。

もちろん、この部分の内容は、その時々社会・経済状況、国・自治体の財政状況、国民の平均的生活・所得水準などなどによって、具体的な内容は変化するものだろう。ただ、私を含めた多くの障害者の視点で考えると、従来の立法内容、行政施策、さらに司法判断の重点は、人の「生物学的な生存の保障」にのみ重点が置かれすぎてきたのではないかなという懸念が生じる。

国家のもっとも重要な役割の一つは、国、社会、そして一人一人の国民の安全を守ることだろう。その意味で、例えば、重度障害者の多くは、個人レベルでの「安全保障」が脅かされている存在だと言える。

まず、トイレや風呂、食事といった日常生活動作における最低限の支援のニーズは、まさに命に直結する。しかし、人の生存に必要なのは、こうした「生物学的生存」を支えるものだけではないはずだ。それだけでは、いわば、「文化的な意味での生存」が支えられないと思われるからである。

それは例えば、他者とのコミュニケーションであり、移動・外出の自由の保障である。これらがなければ、人は仮に物理的に生きられても、心理的に、「魂」の側面で生きづらくなり、最悪の場合は「魂」が生きる力を失ってしまうだろう。

なぜなら後者のニーズが満たされないということは、例えば、「拘置所」に入っているようなものだからだ。私たちの社会は、犯罪者に罪を償わせるために拘置所において、行動の自由とコミュニケーションや情報入手の自由を制約し、なんらかの程度において奪うという自由刑の法制度を持っている。そのあり方や内実の是非はともかく、それが罪の償いになると考えられているということは、すなわち、人が生きるうえでこれらの自由の制限がその人に大変な苦痛を与えると私たちが考えていることの証しだろう。

そう考えると、障害者は行動の自由やコミュニケーションの自由が奪われているという意味で、いわば「目に見えない透明な壁に囲まれた拘置所」に「無実の罪」で収監されている存在だとも把握できる。*8

そこで、この「透明な壁」から抜け出し、解放・釈放されるためには、人的サポートを含めたさまざまな支援が必要だ。障害者がこの「透明な壁の拘置所」に入ったのは無論、「罪」を犯したからではなく、生まれながらの運命だったり、不慮の事故だったり不可避の病などによってである。いわば自然災害などと同様、個人の力や責任のレベルを超えたところで生じてしまう事態だと言える。そして、こうした個人の責任を越えた困難な状況を社会全体で支援しようとするのが、本来の福祉施策の原則なのでないか。にもかかわらず、障害者（そして一部の高齢者）についての支援においては、まさに「生物学的に生存する」ことのみが、ことさらに重視されてきたのではないかと私は考えている。

そこで、人が自らの福祉を追求するために充足すべきニーズを、＜生存の基本ニーズ＞と＜文化的の基本ニーズ＞という二つの位相において把握することを提案したい。すなわち、一方で、生物としての人間は、栄養・衛生・安全といった領域に関わって、それらが充足されなければ生命維持が脅かされるように＜生存の基本ニーズ＞を持っている。また他方で、意味的な世界を生きる存在としての人間は、自己自身や他者との相互行為によって自らの存在に意味を与え、人生を豊かなものにすべく＜文化的の基本ニーズ＞を持ってもいる。これらを整理・定式化したのが以下である。*9

＜生存の基本ニーズ＞

- 1 十分な栄養状態を確保するニーズ（栄養ニーズ）
- 2 適切な衛生状態を維持するニーズ（衛生ニーズ）
- 3 心身の安心・安全を確保するニーズ（安全ニーズ）

＜文化的の基本ニーズ＞

- 1 他者と相互的な「意味交換」を行うコミュニケーションのニーズ（コミュニケーションニーズ）
- 2 思考やイメージの蓄積としての情報を受信・発信するニーズ（情報ニーズ）

3 他者や環境を含めた異なる存在との「出会い」を可能にする移動・参加のニーズ（移動・参加ニーズ）

私は、この＜文化的基本ニーズ＞の重要性に、三権それぞれが注目すること、特に司法の場において、よりいっそうの留意が今後払われるようになることを切望している。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

（注）

*1 「障害者差別解消法」の一部を以下に掲げる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（平成二十五年法律第六十五号）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(以下、略)

[障害者差別解消法 法務省]

*2 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」39 ページ、平成 22 年 6 月 7 日、障がい者制度改革推進会議：内閣府共生社会政策統括官、障害者施策 障がい者制度改革推進本部 (<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken1-1.pdf>)

*3 本資料末尾参照。

*4

*5

*6 このビデオに登場する盲ろう女性・荒美有紀さんの近著も参照されたい。荒美有紀『手のひらから広がる世界』（朝日新聞出版局、2015）。

*7 例えば、番組中でその一端が紹介されている高額医療費の公的助成制度、すなわち、「高額療養費制度」について言えば、少なくとも次の 2 点の問題が指摘されている。

第 1 は、かかった病気により公的助成額（つまり、患者の自己負担額）が異なることである。すなわち、患者はかかる病気は選べないにも関わらず、その病によってもたらされる困難の実態にではなく、病名によって機械的に制度を区切ってしまう。このことにより、さまざまな矛盾が生じてしまうという点である。

第 2 は、高額療養費関連制度が、近年の新しい薬剤の開発や医療技術の進歩に対応しきれていないことである。高額療養費制度の発足した 1973（昭和 48）年時点においては、例

えば、1錠1万円の薬を毎日飲み続ける治療などは、想定されていなかった。だが現在では、高額ではあるものの、効果があり、副作用も少なく、病状の進行の遅延や生存期間延長のためには一生飲み続けなければならないようなタイプの薬剤も増えてきている。こうした現状に法制度が適合しきれていないという点である。

なお、高額療養費制度等の歴史的変遷については、例えば、以下の厚生労働省社会保障審議会医療保険部会の平成25年9月9日の資料、15・16ページなどを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000022217.pdf>

また、昨年（2014年）5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律案」が成立した。これによって、現行では56疾患に限定されている医療費助成の対象が、約300疾患に広がる。しかし、むしろ負担増になる人が出てくるほか、法が列举する疾患に該当しなければ、たとえ実態としてどれほど困難な状況にあっても公的助成の対象にはならないという問題も残されている。

この点について、「1型糖尿病」で、1日～2日おきにインシュリン製剤の注射を受けなければ死に至る状態にありながら、公的助成の対象となっていない経験を踏まえて、西田えみこさん（「障害者の生活保障を要求する連絡会議」事務局長）は、「医学モデルはもうやめよう！」と題した手記を書いている。

(<http://www9.plala.or.jp/shogairen/faxletter.html#140527>)

*8

*9

・・・・・・・・・・・・・・・・

*2

◆幸福の土台は希望と交わり

さて、では、私にとっての幸福の源泉はどこにあるのでしょうか。もし一言で表現するとすれば、それは他者との交わりではないかと思います。本書で述べてきたの体験を通して、私はこのことを痛感しながらこれまで生きてきました。

そこでフランクルの思想に触発されて、私がコミュニケーションをめぐって今考えていることの一部を、新たな「公式」として以下に紹介したいと思います。

まず、フランクルの公式をおさらいしつつ、若干敷衍します。

フランクルは、次のような公式を示しました。

「絶望＝苦悩－意味」

これは、苦悩と絶望が同じものではないことを示しています。絶望と異なり、苦悩には意味がある、ということです。第一章では、ここまで紹介しました。

ところで、この公式は、方程式のように左辺と右辺の「移項操作」をすると、さらにそのすごさが分かります。例えば、今の公式で「意味」を左辺に移項して、「絶望」を右辺に動かすと、

「意味＝苦悩－絶望」

となります。

これだけではまだよく分からないので、ここからさらに、考えを進めてみようと思います。「絶望」の反意語を「希望」だとすれば、「マイナス絶望」とは、すなわち「希望」だと考えられます。したがって、

「意味＝苦悩＋希望」

という新たな展望が開けるのではないのでしょうか。

つまり、苦悩の中で希望を抱くこと、そこに人生の意味があるのだと思うのです。

私はフランクルの公式を基にここまで考えを進めた後、彼の公式の別のバージョンも考えられないだろうかと思いました。

「苦悩の中で希望を抱くことに人生の意味がある」という認識は私自身の十八歳の時の体験とも合致します。ただそれは私の内部に閉ざされた自己完結的な「意味」です。

第五章で述べたように、XXXXXXXXXX 認知的に自分自身の世界に閉じ込められてしまうと、自分の存在さえ曖昧になってきます。生きる手応えは希薄で、喜びに乏しい日々となります。また、第三章ではこうした体験を踏まえて、人にとってのコミュニケーションは水や空気や食べ物のように生存に不可欠なものであると私は主張しました。ただし、単に言葉のやり取りだけでは意味がよくわからないので、そこには文脈が不可欠だとも述べています。

さらに、次のように記しました。「しかし、文脈を伴って意味が出てきたとしても、それだけでは力にはなりません。（言葉が）力を持つためには行動が必要なのです。（中略）言葉というものは、感覚（行動）と言語（意味）の二重構造になっていると私は考えています」。

そして、XXXXXXXXXX コミュニケーションには、感覚と言語の双方に関わる「文脈」（「感覚・言語的文脈」）が存在すると私は結論づけたのでした。

「孤立」＝「コミュニケーション」－「（感覚・言語的）文脈」

したがって、

さらに、「孤立」の反意語を「交わり」として捉えるならば、「マイナス孤立」は、「交わり」となりますので、

は、最終的に、

以上のことをまとめますと、次のようになります。

- これらのことが幸福を考えるうえでのヒントになるのではないかと私は思います。

• • • • •

本日の意見交換テーマ

「よりよい裁判をめざして

～これまでの10年，これからの10年～」

◆論点項目

論点(1) 目指すべき裁判・裁判官像とは，どのようなものか。

- ① 裁判所が社会の中で果たすべき役割は何かを考えましょう。そして，これを踏まえて，「よい裁判」「よくない裁判」とは，どのようなものかについて，話し合ってみましょう。
- ② 上記考察を踏まえて，「目指すべき裁判・裁判官像」とは，どのようなものであるかについて，話し合ってみましょう。

.....

.....

.....

.....

論点(2) これからの10年で，目指すべき目標に向けて何をなすべきか。

- ③ よりよい裁判を実現するために，具体的にどのように自分を磨き，また，裁判所という組織の一員としてどのような役割を果たすべきかを，考えてみましょう。
- ④ 上記③を踏まえて，これまでの10年を省みつつ，これからの10年の過ごし方や目標について，話し合ってみましょう。

.....

.....

.....

.....

意見交換のスケジュール (進行のめやす)

(グループ討議)

- 1 進行の説明など (10分)
- 2 論点(1)について第1ラウンド (20分)
- 3 説明 (3分)
- 4 第2ラウンド (20分)
- 5 説明 (2分)
- 6 第3ラウンド (20分)
- 7 休憩 (10分)
- 8 論点(2)について第1ラウンド (30分)
- 9 第2ラウンド (30分)

(全体討議)

- 10 各グループの議論の状況等の発表 (40分)
- 11 全体セッション (20分)
- 12 おわりに (5分)

平成27年度 判事任官者実務研究会

裁判所の情報化と 情報セキュリティ



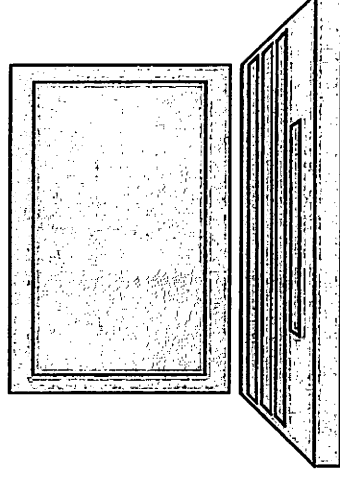
平成28年2月16日

最高裁判所事務総局情報政策課

参事官 松 本 真

本日の予定

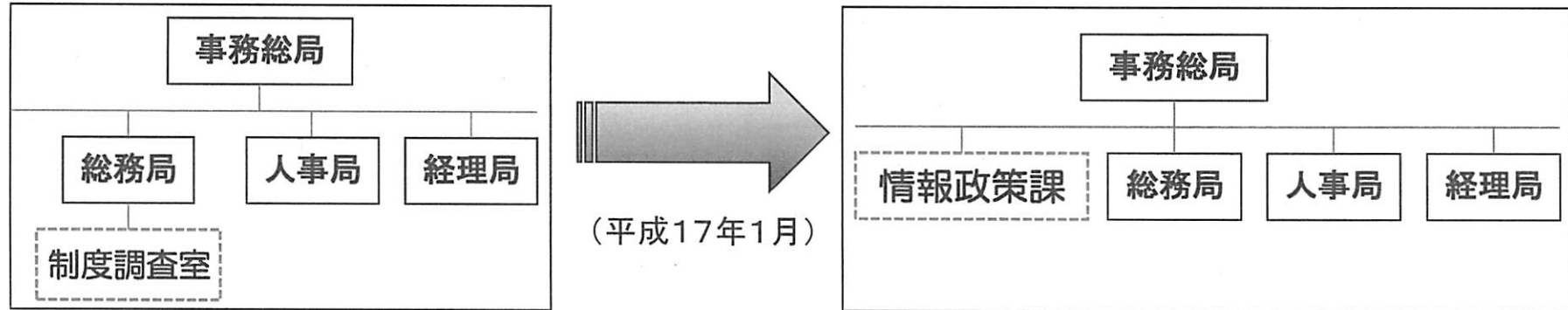
- 1 情報政策課の紹介
- 2 裁判所の情報化の現状等
- 3 政府の情報化施策の動向
- 4 情報セキュリティ



1 情報政策課の紹介



情報政策課の設立



局課の枠組みを超えた、オール裁判所の視点での検討が必要

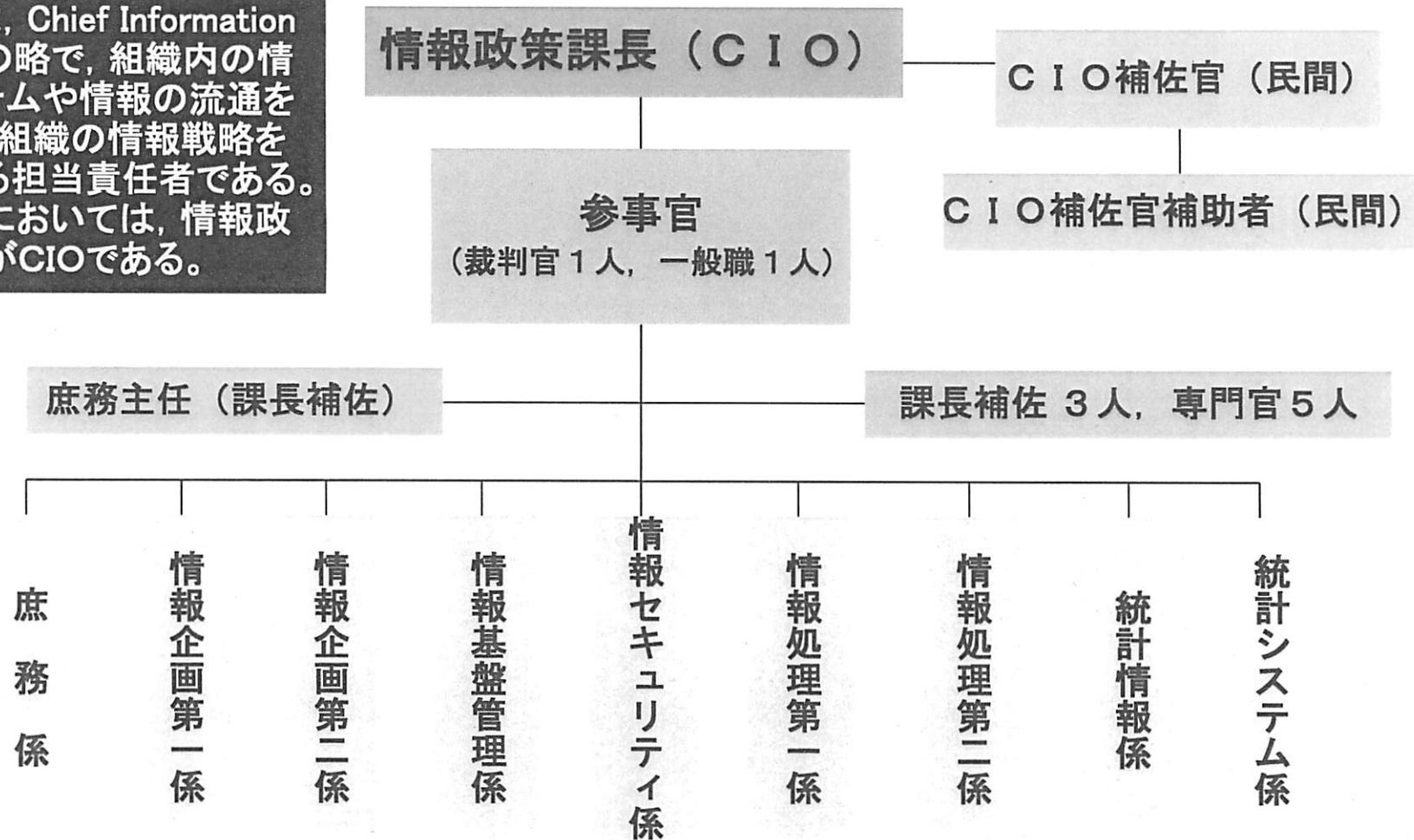
どこの局にも属さない事務総長直属の課として設置

裁判所の情報化について、総合的・多角的に検討し、統一的なビジョンを持って戦略的に裁判所の情報化を行う！

情報政策課の構成

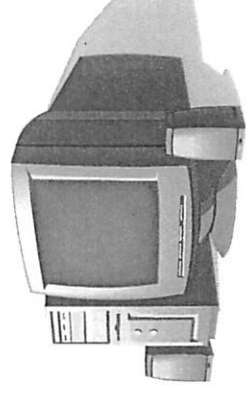
平成27年4月1日現在: 58人(裁判官2人, 一般職54人, 民間人2人)

CIOとは、Chief Information Officerの略で、組織内の情報システムや情報の流通を統括し、組織の情報戦略を総括する担当責任者である。裁判所においては、情報政策課長がCIOである。



2 裁判所の情報化の現状等

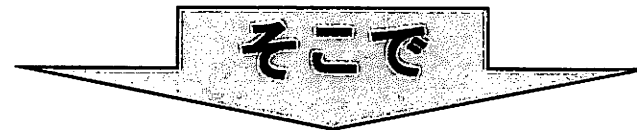
- (1) 情報化の目的
- (2) 情報化基盤の整備



(1) 情報化の目的

社会，経済状況の変化等を反映して，当事者の利害の対立が複雑化・深刻化し，裁判所に求められる役割がますます幅広く，深くなっている。

一方，我が国を取りまく諸情勢により，裁判所の予算や定員の増加は困難・・・。



ITのサポートによる

- ① 裁判事務，司法行政事務の合理化・効率化
 - ② 利用者である国民等に対するサービスの増強
- が必要となる。

以上の考え方は，「情報化戦略計画」に示されている。

裁判所における主なシステム

別添「裁判所における主なシステム」参照

「情報化戦略計画」の概要

(平成17年12月策定, 平成23年12月改定)

◆ 裁判所における情報化の基本理念

- ◇ 裁判所の事務の合理化及び効率化と裁判機能の充実
- ◇ 国民の利便性の向上

● 基本理念を実現するための基本方針

- ◇ 情報化推進体制の整備
- ◇ 情報システム及びその技術基盤の整備

● 3つの重点的課題とその取組

- ◇ 情報システムの全体最適化
- ◇ 情報セキュリティ水準の向上
- ◇ 災害等に強い情報システムの構築等

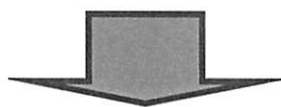
情報システムの全体最適化

◆ システム予算の現状

平成27年度裁判所予算 3130億円(うち、人件費が約84%)

→ うち、システム関連予算 54億円

- IT関連コストが年々増加し、裁判所の物件費予算を圧迫
- 既存の情報システムの運用経費等がシステム関連予算の大部分を占め、新規開発等の施策を実施することが困難



全体最適化計画の策定

(2) 情報化基盤の整備

■ パソコン・OSの整備

- 平成15年度 裁判官，行(一)職員に1人1台の整備完了
 - 平成17年度 Windows XPの導入開始
 - 平成23年度 Windows Vistaの導入開始
 - 平成25年度 Windows Vistaに統一
 - 平成28年度 職員貸与パソコン及び共用パソコンの一斉更新
- 

平成28年度以降も，5年を一区切りとしたライフサイクルでOSを更新していく予定

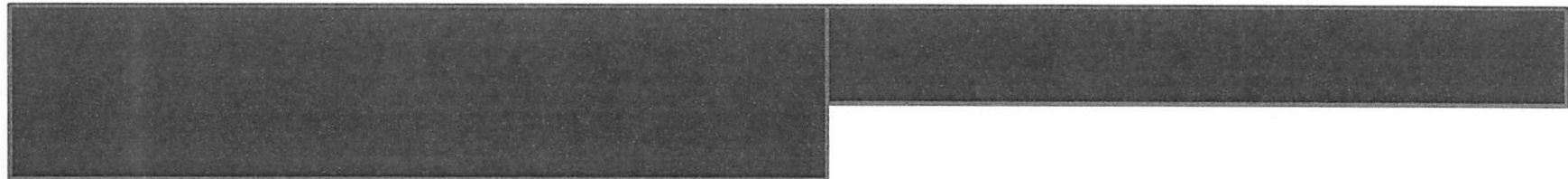
(次々回の更新は，平成33年頃の予定)

■ ネットワークの整備

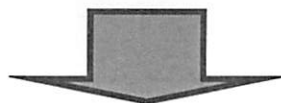
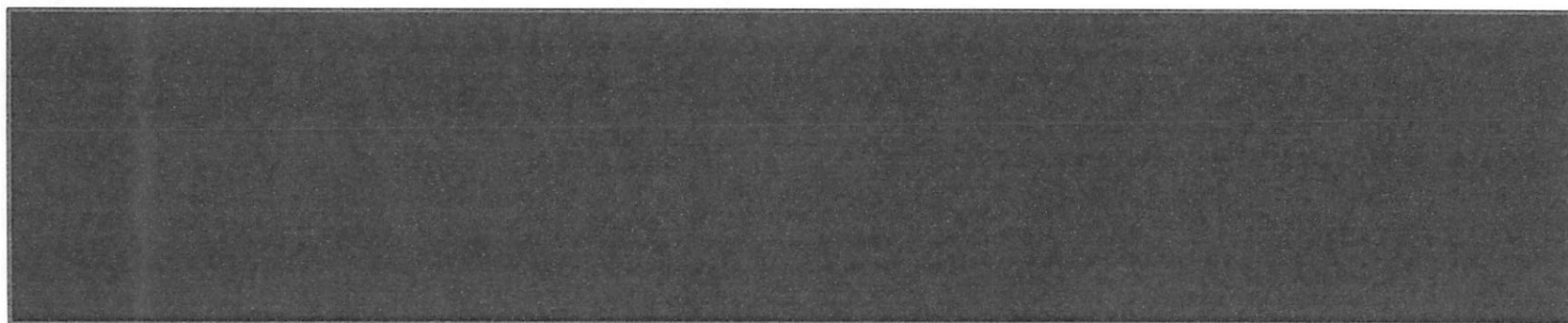
支部・独立簡裁を含めた全庁で、

- ・電子メールの送受信
- ・裁判官及び行(一)職員全員につきインターネット上のWeb
閲覧

さらに、



■ 最高裁データセンタの構築



- ◇ 災害対策をも考慮した安全性の高いデータセンタで
入退室管理を確実に行うことで、セキュリティ水準
も向上
- ◇ 各情報システムの安定稼動
- ◇ ITコストの削減



■J・NETポータルの整備

J・NETポータルとは・・・

掲示板としての機能と各種データベースにリンクする機能とがあり、各種業務の情報を必要とする職員にとって、いわば、玄関（ポータル）の役割を果たすもの。

また、平成23年度にはログイン後の画面にパスワードの有効期限を警告表示する機能を追加し、情報セキュリティの確保にも一役買っている。

（主なコンテンツ）

◆法令・判例・通達の検索ができる！

（例）裁判集等データベースⅡ，規則集等データベースⅡ

◆障害や情報セキュリティに関する情報が分かる！

（例）最高裁各局課等からのお知らせ，J・NET掲示板

◆研究会の結果概要が見られる！

（例）司法研修所第一部教官室データベース

◆便利な機能が使える！

（例）高地家簡裁掲示板，会議室予約，メーリングリスト，ダイヤルイン番号一覧

1日1回以上，閲覧を！

3 政府の情報化施策の動向

- (1) 政府の情報化の推進体制
- (2) サイバーセキュリティ
- (3) 府省共通システム
- (4) 政府共通プラットフォームと政府共通ネットワーク
- (5) 裁判所への影響

(1) 政府の情報化の推進体制

◆ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)

- 我が国におけるIT戦略推進の頂点

本部長: 内閣総理大臣

本部員: 政府CIO, 国務大臣ほか

◆ 内閣情報通信政策監 (政府CIO)

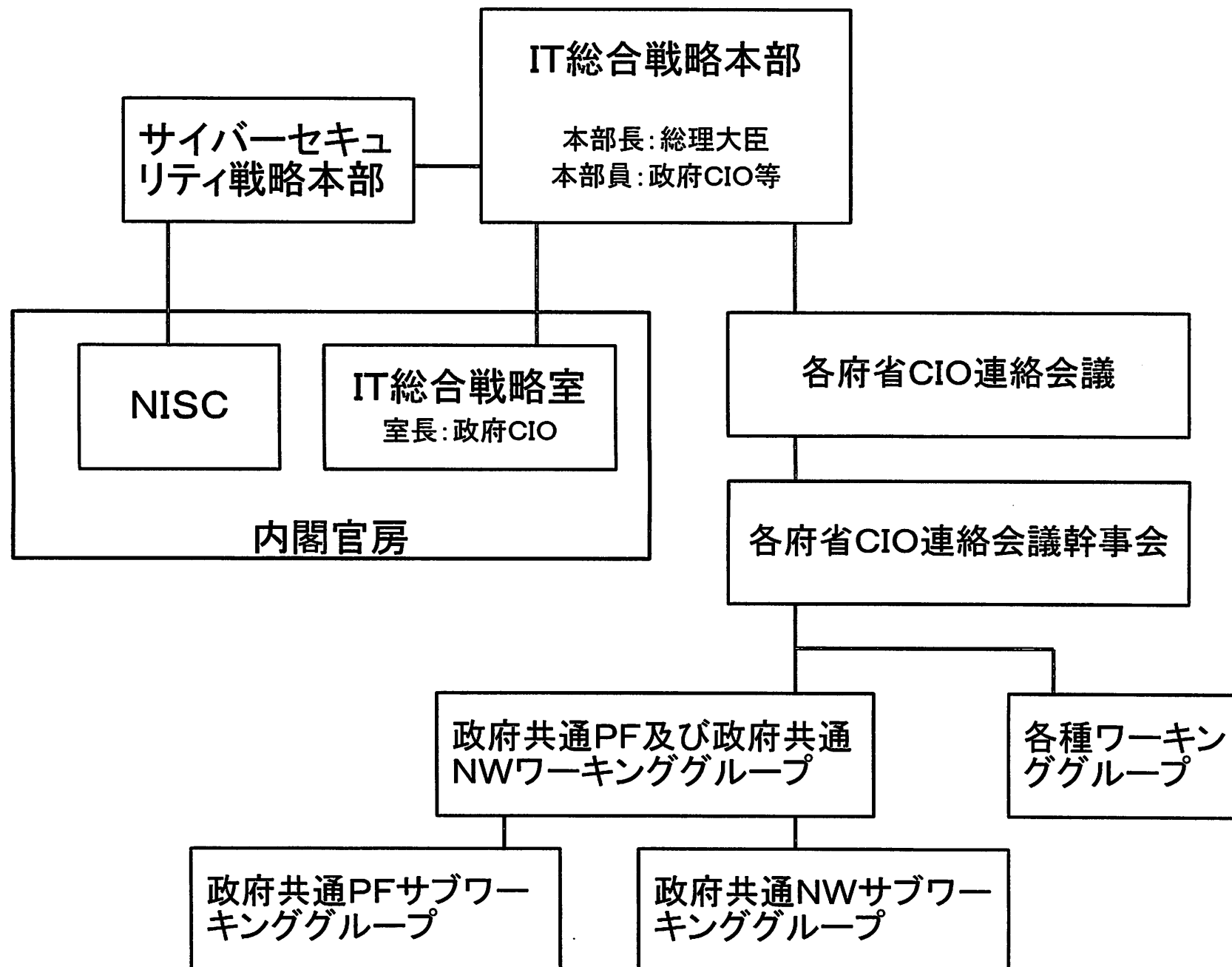
- 政府のIT政策全体の司令塔

◆ 各府省CIO連絡会議

- 政府全体としての情報推進体制の確立

議長: 政府CIO

→ 裁判所からは, 情報政策課長がオブザーバとして参加



(2) サイバーセキュリティ

- ◆ 政府機関等へのサイバー攻撃の激化, リスクのグローバル化
- ◆ 2020年東京オリンピック・パラリンピックを控え, サイバー攻撃増加の懸念



サイバーセキュリティの強化が不可欠
(世界最先端IT国家創造宣言)



- H26.11.12 サイバーセキュリティ基本法施行
- サイバーセキュリティの推進体制の強化等
- H27.1.9 内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」を設置
- サイバーセキュリティ戦略案の作成
 - 行政機関等におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の作成
 - 重大インシデントの原因究明調査 等
- H27.1.9 内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター」(NISC*)を設置
- サイバーセキュリティの強化に関する重要政策の基本方針の企画立案・総合調整 等

* National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity

→ 前身である「情報セキュリティ政策会議」が検討・決定した事項等は、サイバーセキュリティ戦略本部に引き継がれる。

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準の策定と運用等に関する指針」

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」 等

裁判所のセキュリティポリシーは、上記基準等を踏まえて策定されている。

サイバーセキュリティ基本法は、サイバーセキュリティに関する施策の実施を国の責務とし、官民が連携して対応する方針を示したものの。いわば、国を挙げた施策といえる。



裁判所も、国家機関の一つとして、セキュリティ対策の強化が必要！

(3) 府省共通システム

◆ 政府の動向

- 各府省に共通する業務を扱うシステムについては、政府全体で一元的なシステム構築を行い、全府省が利用するなどして重複投資を排除し、効果的な予算執行を図る(電子政府構築計画)

◆ 裁判所への導入

- 司法行政事務における情報化については、裁判所と行政府省との共通の業務について、府省共通システムの導入を検討する(情報化戦略計画)
 - 裁判所独自のシステムを廃止し、府省共通システムの導入を検討

■ 導入済みのシステム

- ・一元的な文書管理システム
- ・職員認証サービス(GIMA)
- ・国有財産総合情報管理システム
- ・歳入金電子納付システム(REPS)
- ・官庁会計システム(ADAMS II)
- ・標準共済システム
- ・旅費等内部管理業務共通システム(S EABIS)
- ・電子調達システム 等

■ 導入が検討されたが、現在延期されているシステム

- ・人事・給与関係業務情報システム

各システムの整備・運用に係る分担金を負担している。

(4) 政府共通プラットフォームと政府共通ネットワーク

◆ 政府の動向

➤ 政府共通プラットフォーム(PF)

政府全体としての運用コスト削減等のために、政府関係情報システムの共通基盤として整備(平成25年3月運用開始)

➤ 政府共通ネットワーク(NW)

政府共通PFへの政府情報システムの統合・集約化の推進等に伴う情報流通量の増大等に対応するために整備(平成25年1月運用開始)

◆ 裁判所への導入

➤ それぞれの整備状況を把握し、各府省の動向を踏まえながら、政府共通PF及び政府共通NWへの参画について検討していく(情報化戦略計画)

→ 現在、裁判所内部のシステムで政府共通PFを利用しているものはないが、府省共通システムの利用分として、各システムの利用者数等に応じた政府共通PFの分担金を負担している。また、政府共通NWについては、利用する回線速度等に応じた分担金を負担している。

(5) 裁判所への影響

政府の各施策は、行政機関等に向けられたもの
→ 裁判所を直接拘束するものではない。

しかし

同じ国家機関として、裁判所はどうか？

裁判所の情報化(IT化)を検討するに際しては、常に政府の動向に注意を払う必要がある。

◆政府の情報化施策の動向が、裁判所にどう影響するかという視点が重要

4 情報セキュリティ

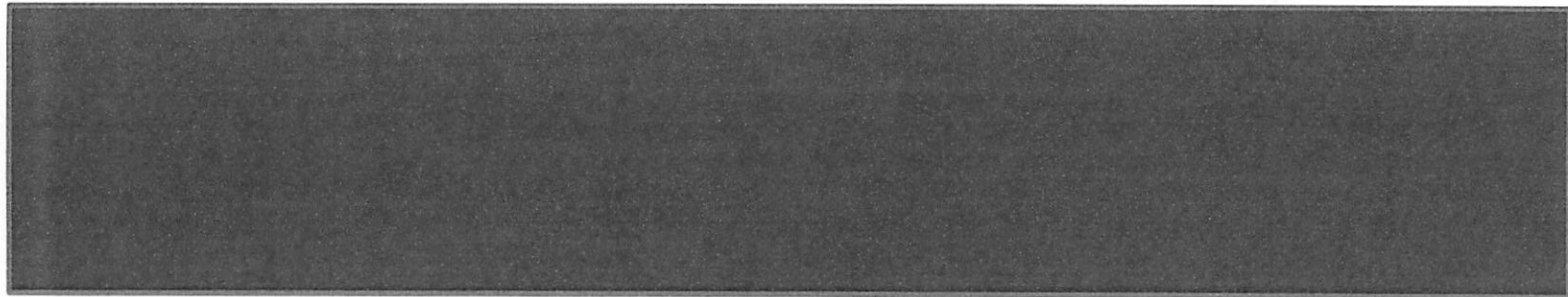
- (1) 情報セキュリティの重要性
- (2) 情報セキュリティの必要性
- (3) 裁判所における情報セキュリティ対策

(1) 情報セキュリティの重要性

マイナンバー制度の導入をめぐり、個人情報の取扱いや管理について国民の意識が高まる中、日本年金機構による個人情報の流出事案が発生



より一層厳しい目が向けられている。



情報セキュリティについての知識・意識の確認・向上が必要！

(2) 情報セキュリティの必要性

ITの進展に伴って情報セキュリティに関する新たな脅威が日々発生しており、裁判所の情報セキュリティのリスクも増大している。

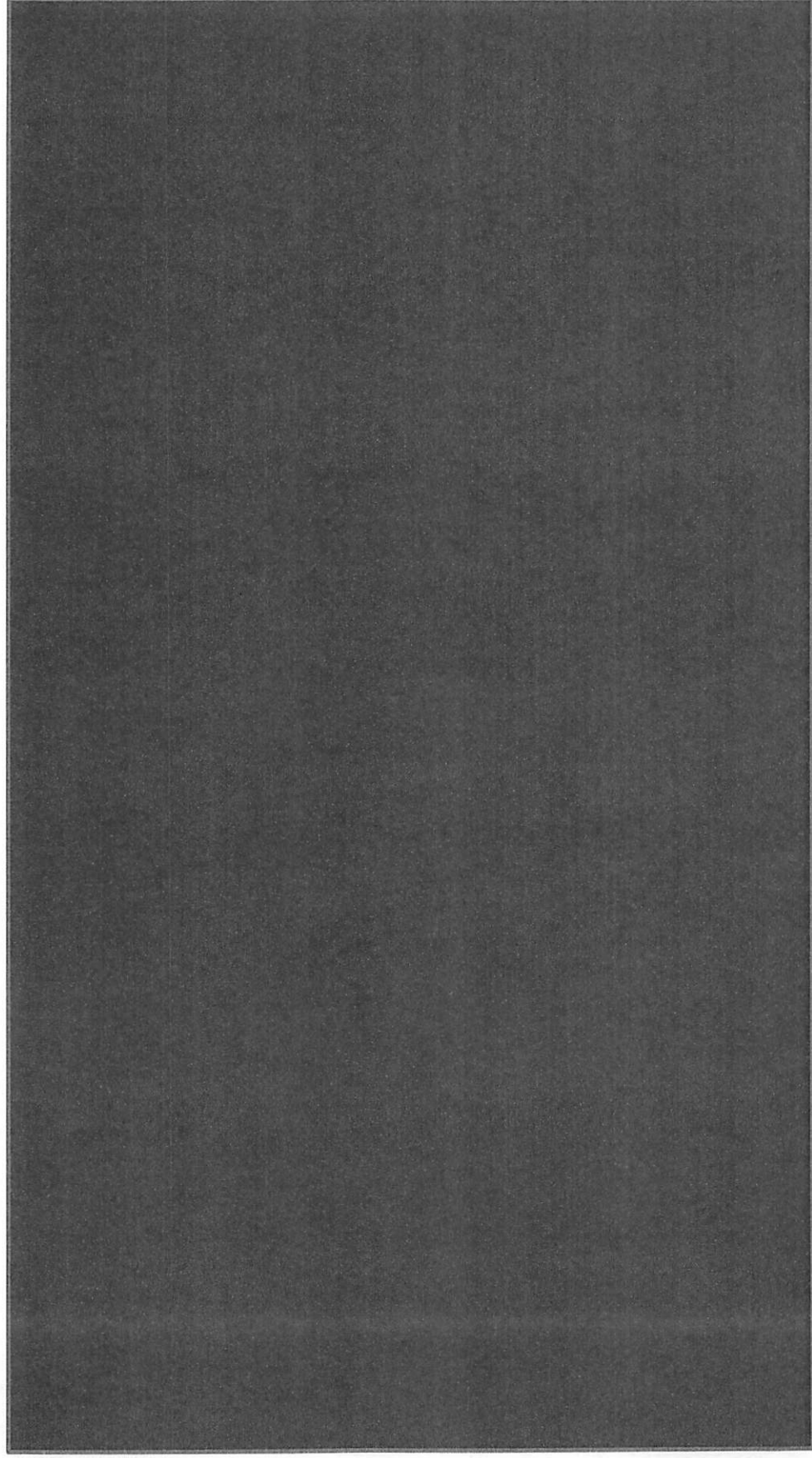
- 非公表情報の流出・破壊
- ウイルスの拡散
- 標的型メール攻撃
- 業務システムの停止等による裁判事務の遅滞

→ 事故発生時、国民からの信頼喪失



裁判所全体の情報セキュリティ対策が必要

裁判所における最近の脅威



標的型メール攻撃とは

特定の相手を狙い、送信者の詐称やタイトル・本文の巧妙な記述内容によって、ウイルスを仕込んだ添付ファイルを開かせたり、メールに記載されたURLをクリックさせ、コンピュータをウイルスに感染させる攻撃方法。ウイルス感染に気付きにくく、知らないうちに情報が窃取されたり、他のパソコンにウイルスが拡散する。

標的型メール攻撃により国土交通省四国地方整備局の職員パソコンがウイルス感染し、886人分の個人情報が流出した可能性(平成23年7月)

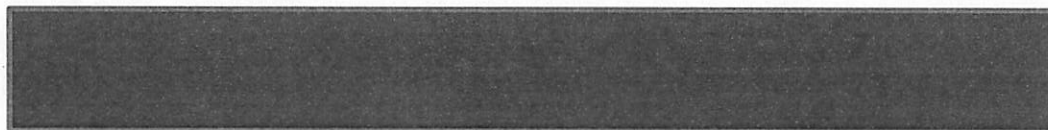
標的型メール攻撃により総務省の複数のパソコンがウイルス感染(震災関連資料に見せかけたウイルス)(平成23年11月)

長野県上田市の庁内ネットワークが標的型メール攻撃を受け、ウイルスに感染(平成27年6月)

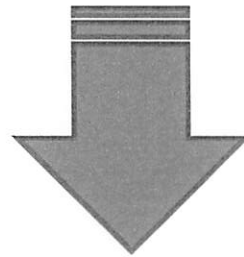
東京大学の業務用パソコンが標的型メール攻撃を受けてウイルスに感染し、約3万6000件の個人情報が流出(平成27年7月)

注意

裁判所職員に対しても、標的型メールと思われる不審なメールが送信されている！



標的型メール攻撃の被害は、個人だけの問題にとどまらず、裁判所全体の問題になる可能性が高い。



一人ひとりが、標的型メール攻撃に狙われているということを認識し、不審なメールや不審な添付ファイルの開封・URLのクリックは厳禁

最近の個人情報流出事例等①

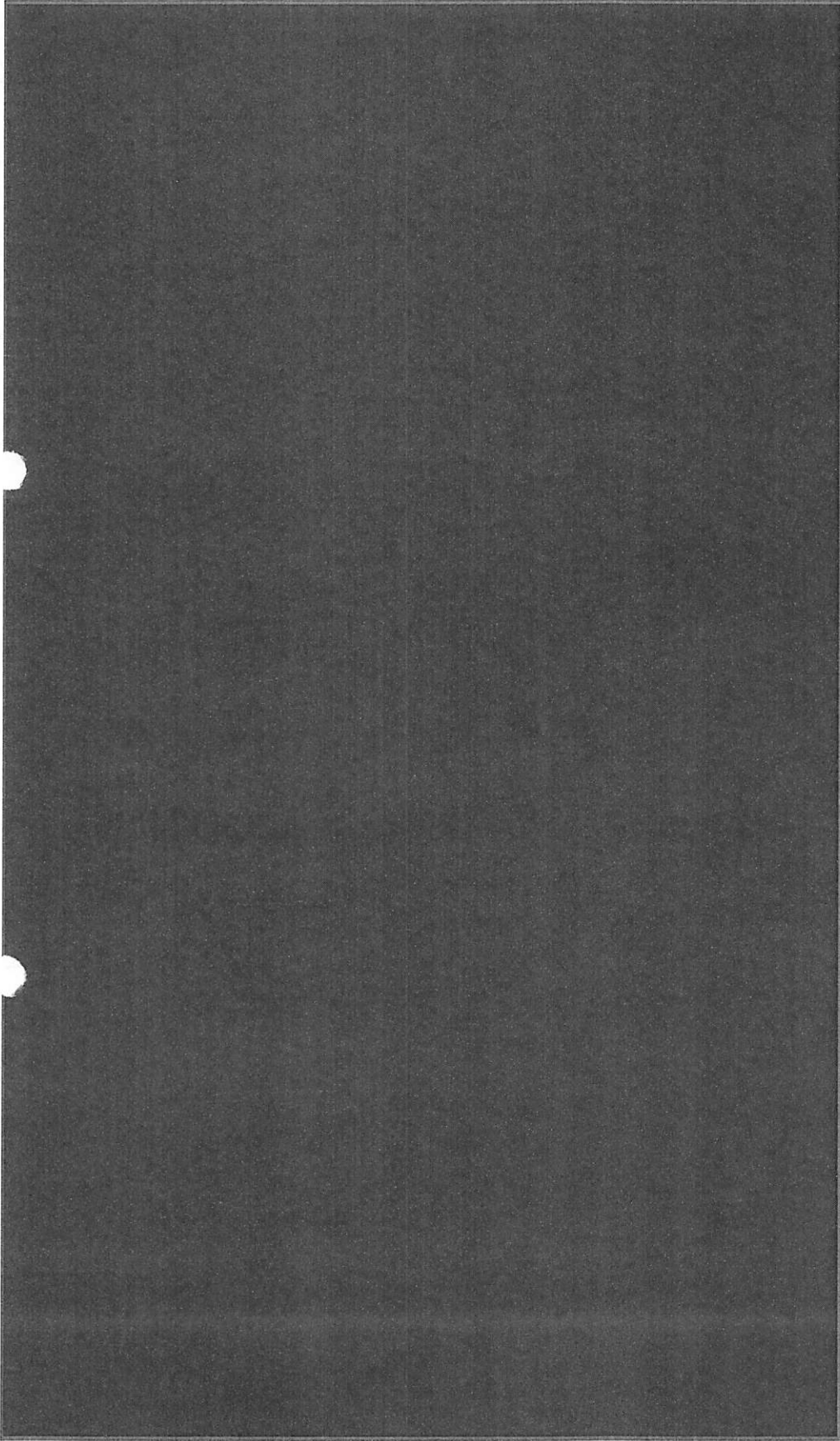
【民間】

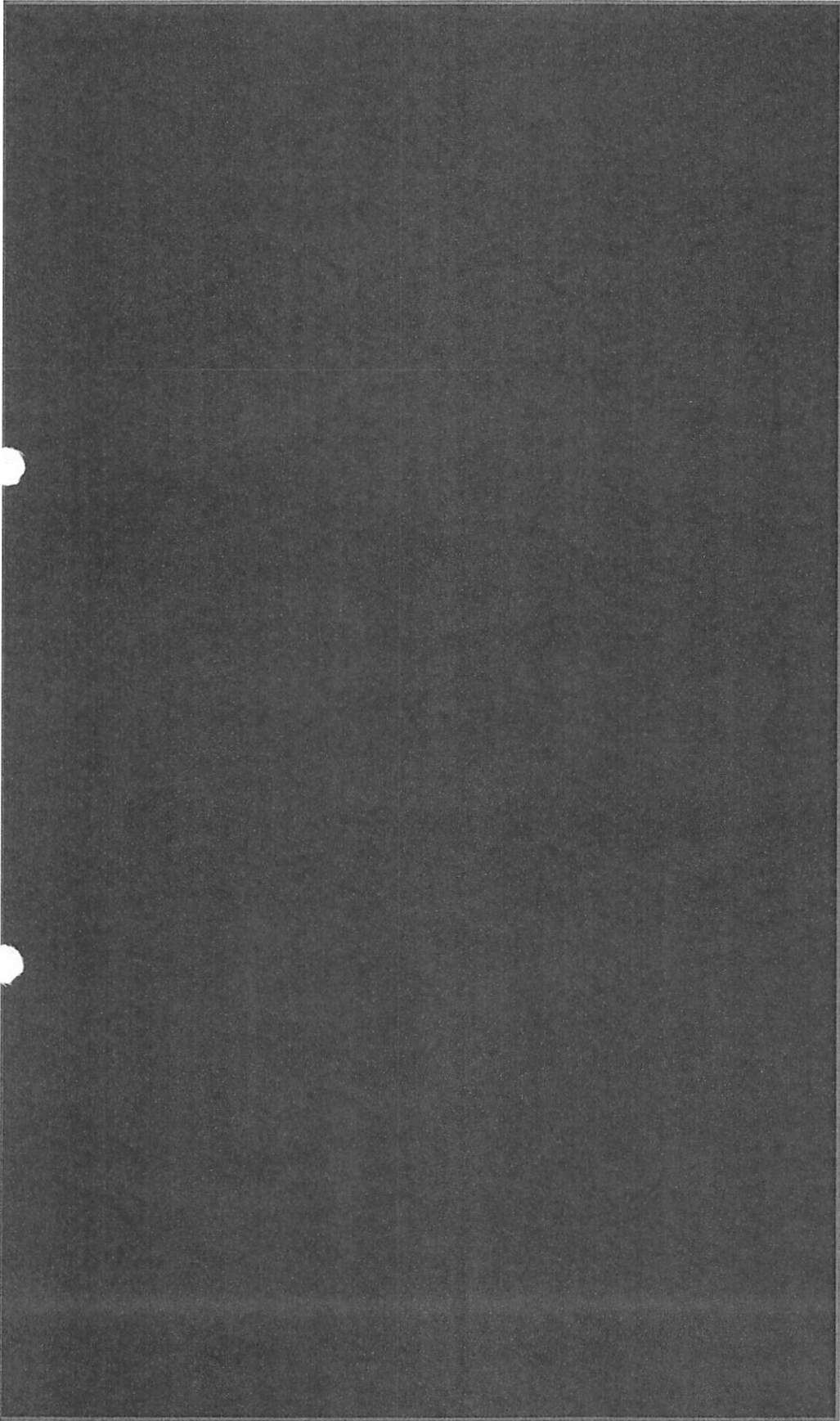
- 平成26年7月 ベネッセ・コーポレーション
- 平成26年9月下旬 日本航空
- 平成26年9月下旬 ヤマト運輸
- 平成27年6月 東京商工会議所

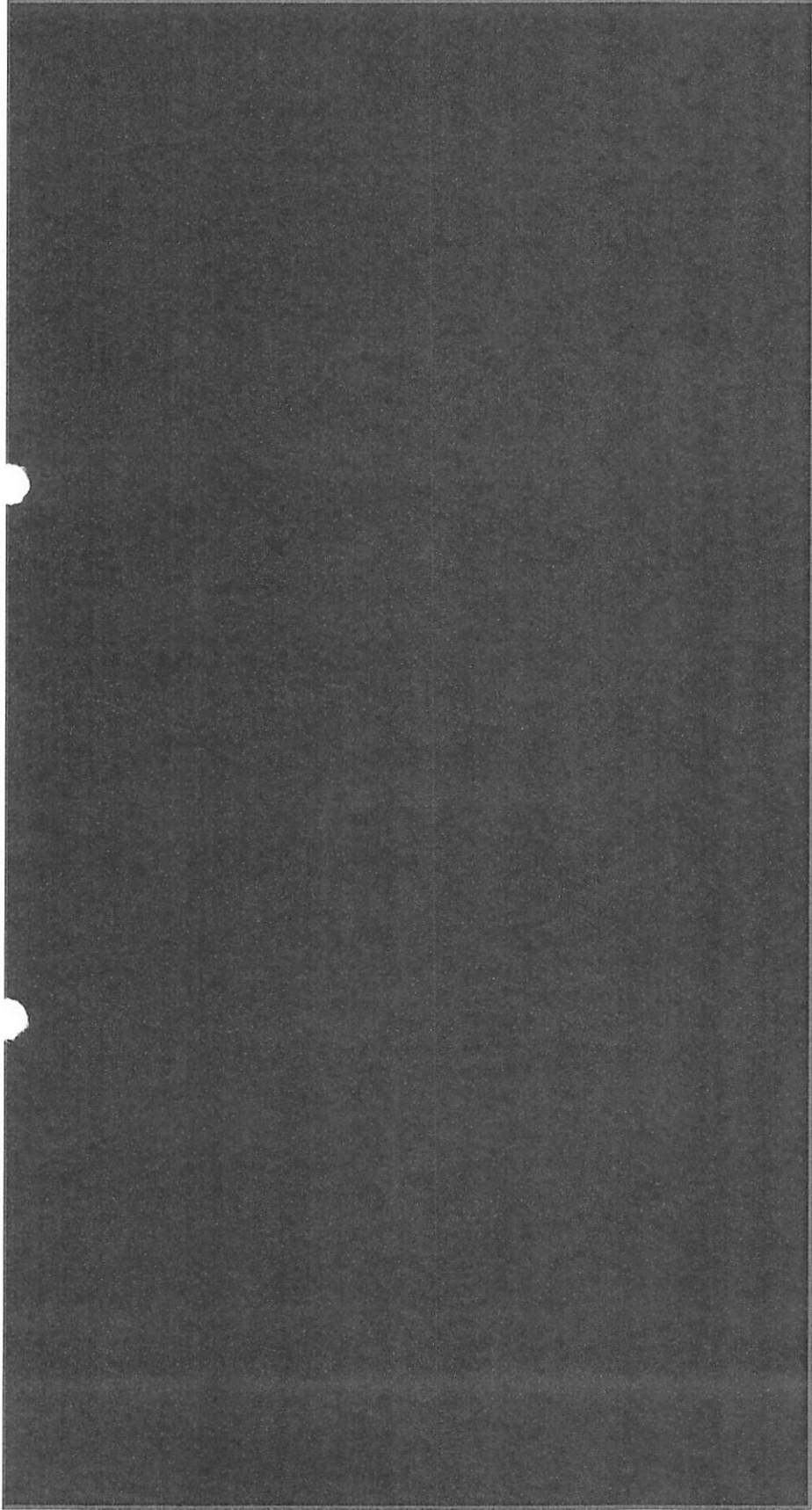
最近の個人情報の流出事例等②

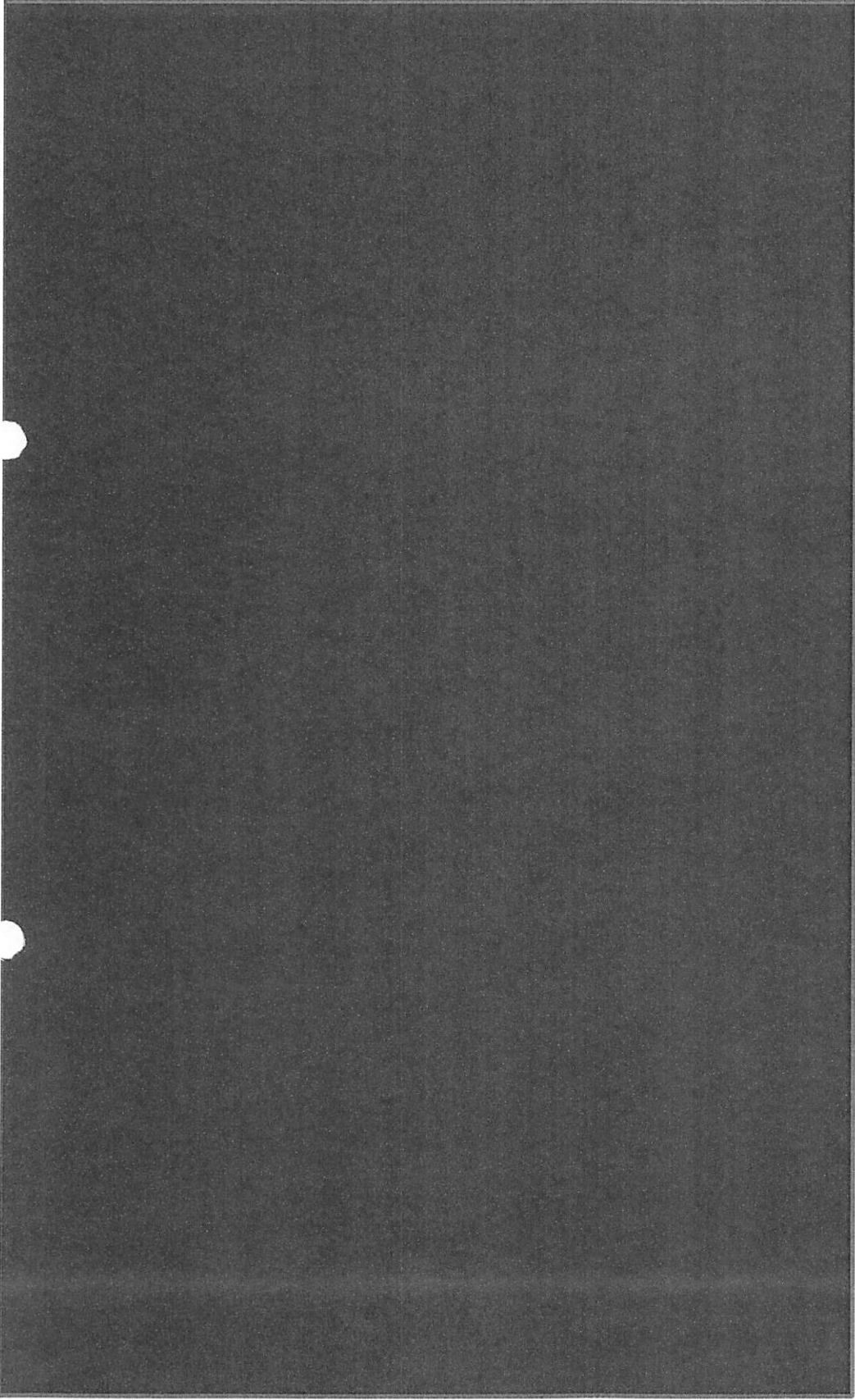
【行政府省等】

- 平成26年9月 法務省
 - サーバ等に不正アクセス。情報流出の疑い。
- 平成27年6月 法務省
 - 職員使用パソコンがウイルス感染の疑い
- 平成27年6月 日本年金機構
 - 職員が標的型メールと思われる不審なメールの添付ファイルを開封したことによりパソコンがウイルスに感染
 - 外部サーバとの不正な通信が発生し、同機構の共有サーバに保存されていた少なくとも125万件の個人情報が流出

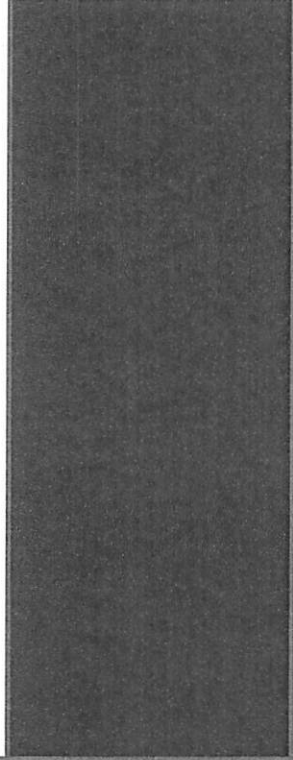
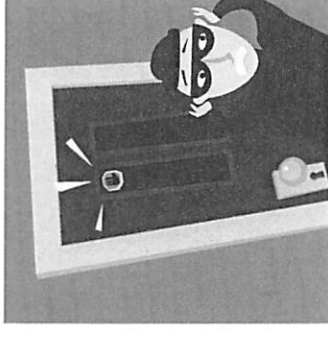
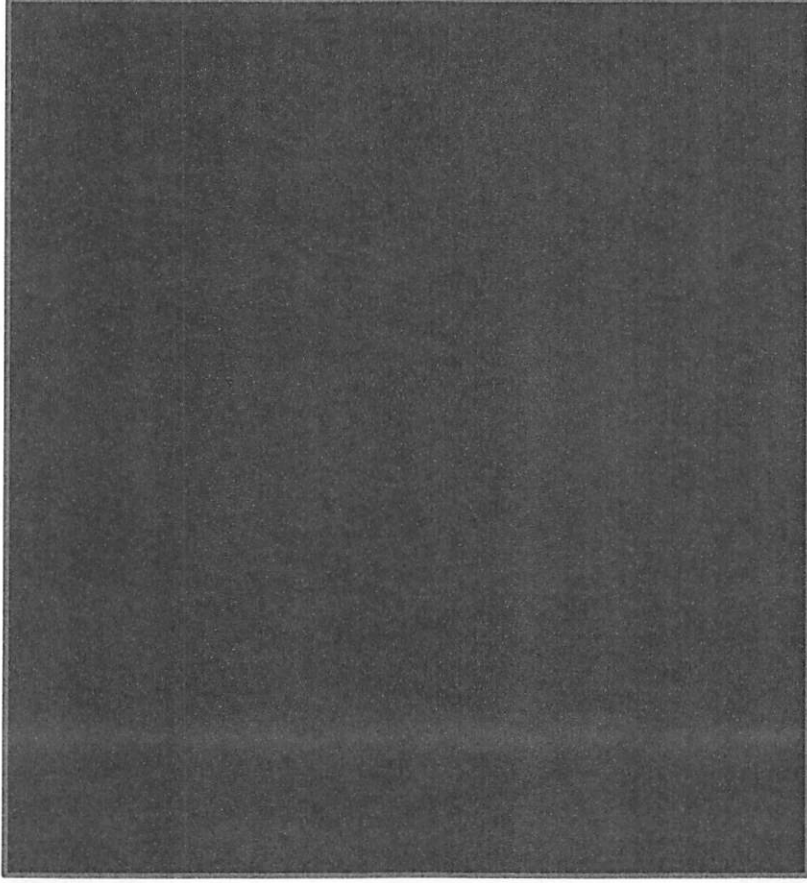




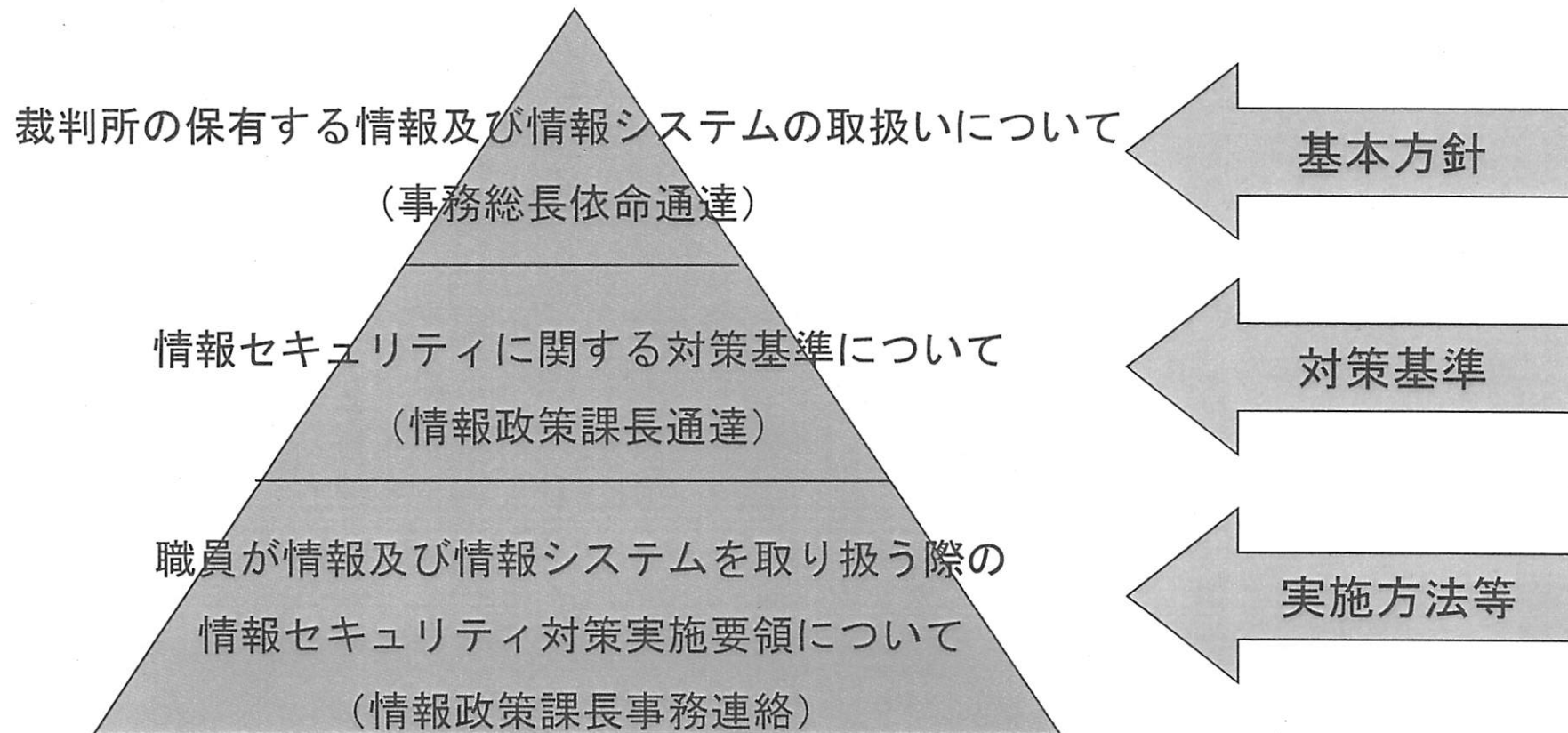




(3) 裁判所における情報セキュリティ対策



情報セキュリティポリシー (情報セキュリティ関連通達等)

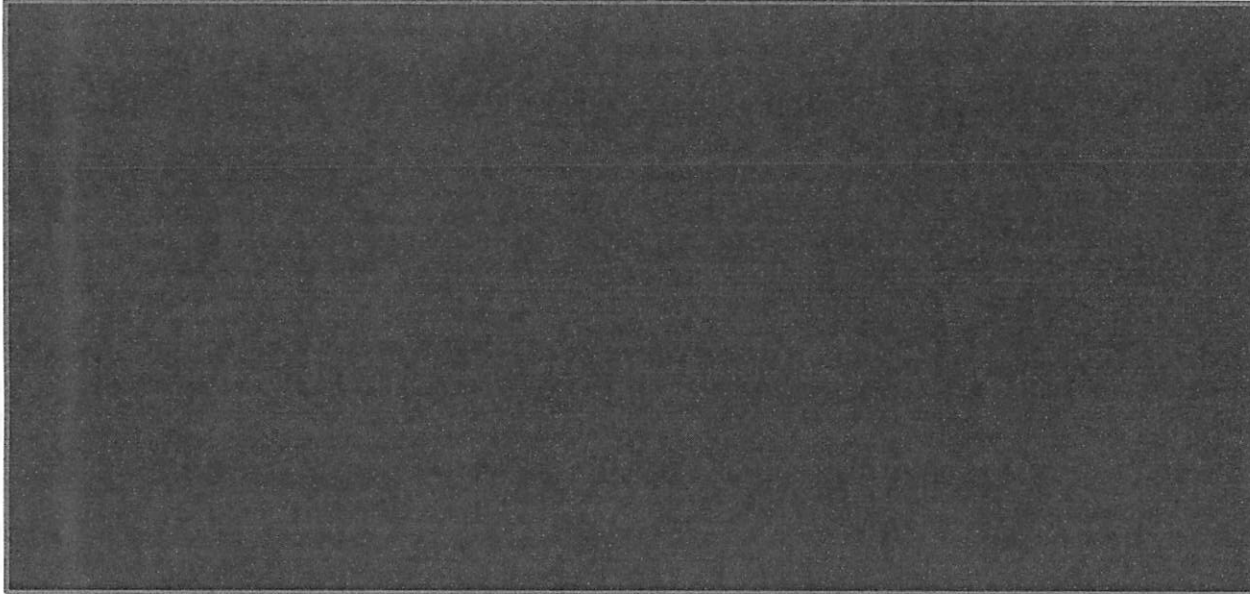


各通達等は、J・NETポータルに掲載されている。

ログイン→「最高裁各局課等からのお知らせ」→「記事検索」→フリーワード「セキュリティポリシー」又は「セキユポ」で検索すると便利

情報セキュリティのルール

-
-
-
-
-



等

→ 別添「情報セキュリティのルール(裁判官)」参照

組織のセキュリティレベル

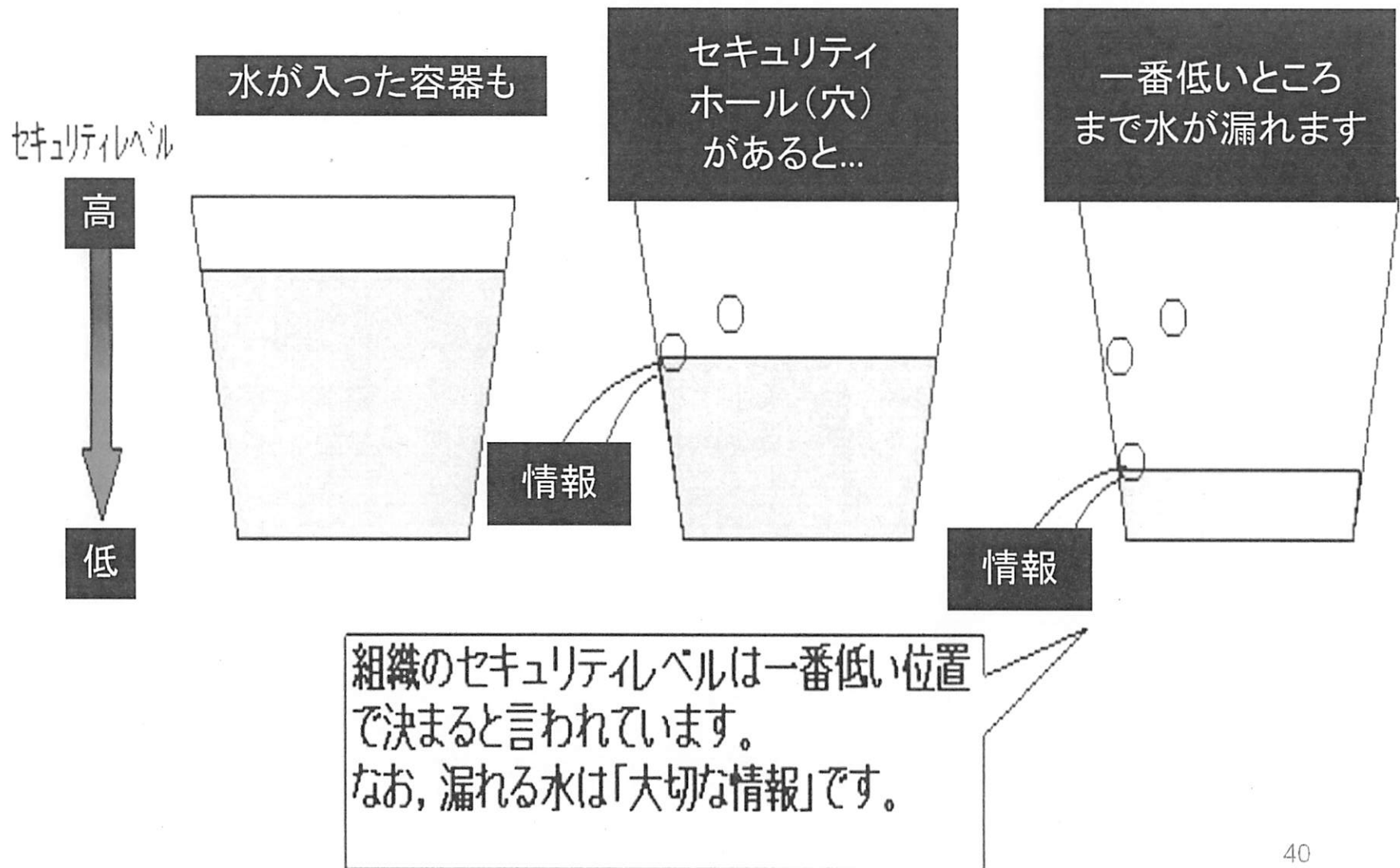
物理面，技術面の整備だけでは，情報セキュリティの確保は困難

- 組織のセキュリティレベルは最もレベルの低いところで決まる。
- たった1台のウイルス感染が原因となってウイルスが全国に拡大する可能性もある。



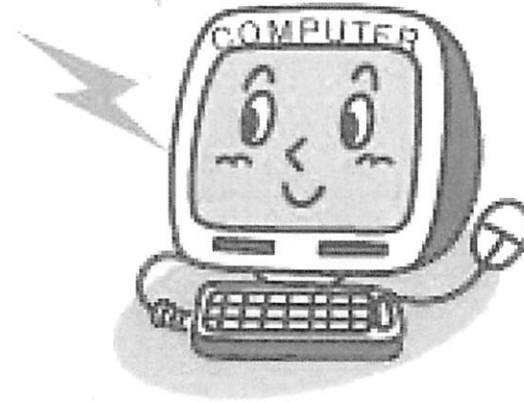
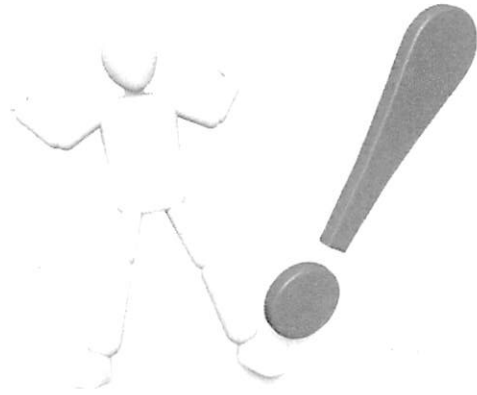
高い情報セキュリティを確保するためには，日頃から
職員一人一人の情報セキュリティに対する高い意識と行動(予防)が不可欠である。

セキュリティ意識が希薄だと...



裁判所の信用失墜を招かないために

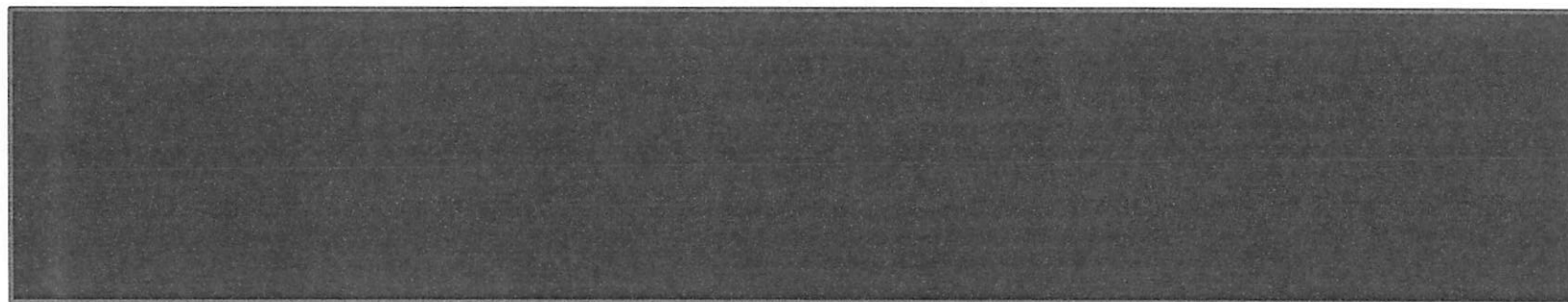
- 職員一人一人の意識と…



- 裁判所の組織としての対策…

両方そろってこそ、
真の対策となり得る！

人的対策の視点(まとめ)



- 全員がルールを守らないと意味がない。

→ ルールを守れる環境作りが重要

- 利便性とのバランス

→ 分かりやすいルール作りと説明が重要

セキュリティ確保にはみなさんの協力が不可欠

「基本的知識」を身に付け,「意識」の向上を!

情報セキュリティのルールを遵守することは、
裁判所に対する国民の信頼を確保することで
すが・・・実は

あなた自身を守ることです。

＜セキュリティ、あなたの一手間、
あなたを守る、みんなを守る。＞

判事のみなさまに期待されていること

裁判所における主なシステム

